

まず総理の経済政策からいって、国民所得の向上をはかられているわけですが、こういう国民所得というものは向上して参りますという、給付内容というものは実態にそぐわなくなつてくると思ふので、で、こういう点から年金制度のスライド制というふうなものについては、どういふお考えをお持ちになれるか簡単に答えていただきたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) なかなか話にくいですね、こう広くあれだと。あなたくらい声が大きければいいけれども、あまり離れているからびんとこない……。

○矢嶋三義君 いやよく聞こえますよ、非常によく聞こえます。

○国務大臣(池田勇人君) これは、お話のとおりに年金制度というものが経済の高度成長の場合にこれはあつておくれる。だから、そのスライド制というのを考えたかどうかという事は、一般の国民年金のときにも議論になつたところでありました。国民年金のほうでも、あれは五年でしたか、で振り返つてみるわけですね、私はやはり所得の上昇によりまして、給付金も将来変えていくようにしなければならぬ、こういう考えを持っております。

○矢嶋三義君 歴代の総理にして池田さんは最も金融財政政策を得意とされる総理だと思ふのですが、それで私は何いですが、今わが国の富裕団体並びにしからざる団体、地方団体の間の財源調整については必要があるとお考えに立つていらつしやいますか。それとも今やつていける程度で十分だと

いふお考えを持ていらつしやるか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) これは格差をなくすることが基本問題でありまして、それで進んでいく、しかし、なくそうといつたつて、そうすぐなくなるものじゃないですね。したがういまして、この交付団体と不交付団体とのやはり財源の調整というところは、私は從來から主張しておつた、ある程度は今度でも行なわれたと思つております。もとはやはり基本の格差を少なくするというところ、そしてそれまでにおいては、やはり税制その他の不均衡を徐々直していく、こういうことで両方していくということでございます。

○矢嶋三義君 原則的な考え方は、総理と私は同一意見であります。で、本法案に關して、本会議で総理は、財源のなものは交付税においてこれを考慮してあるのでございます。こういうふうな答弁されているわけですね。確かに交付税率の引き上げで対処されております。これは総理、やはり間違つていゝるのではないでしようかね。社会保障制度の一環としてこういう年金制度を実施するとなると、もし国で持つ部分は国の負担に、審議会等の答申があるように明確にして、地方団体間の財源調整は別の方法で考えるというの、僕はオーソドックスな行き方だと思ふのです。今度交付税でめんどろを見

るんだといつても、不交付団体にはこれは無関係でいくわけですからね。そのこと、これは社会保障政策の一環として国がやはり責任を持たにやならぬという従来の地方制度調査会あるいは社会保障制度審議会等の答申の趣旨からいって、僕はオーソドックスな行

き方じゃないと思ふのですが、この点については、若干痛いのじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 痛いとか痛くないとかという問題より別に、この問題で相引いたじゃないですか。この問題で長引いて何だかんだといつても、今度地方財政もよほどよくなつて参りましたし、そしてまた地方公務員から地方公共団体も権力を持つてゐるのだ、何も国でなければならぬというのじゃないに、地方も、いつまでも国の負担に、地方の負担だといふよりも、早くやつたほうがいいということ、国が持つか地方が持つかということ、で議論はありますけれども、国もある程度交付税であつておる、そして建前は地方でいこう、こういうことで踏み切つたわけでありまして。

○矢嶋三義君 そのとおりには納得できないのですがね。私は筋、建前といふ点から言つておるのですよ。この問題が解決しないために、三年その時問を食つたわけですが、大蔵省がこのたび、ここにいらつしやる自治大臣を攻めたわけなんですね。そしてこれが出てきたわけなんですね。自治大臣がもう少しがんばつていけば、今の経過からいってこういうことにならなかつたわけですが、自治大臣が油

田政策に協力したといふことなんですね、これは筋、建前からいっておかしいといふことを指摘しているの、で、今後ずっと残る問題だと思ひます。

次に総理に伺ひますが、資金運用の点について、この法案では、若干の考

慮を払つております、それは認めます。資金運用部資金への預託を一部に限定して、こういう点に政府内部で非常に苦慮され、この点では自治大臣もかなりがんばつたのではないかと推察してゐるのですが、しかし、一部預託されたもの、それは大蔵大臣の主管下に入つていきますから、まあちよつとわきにはずしてゐる。それ以外に、先般の委員会、この資金の一部で地方債を買つてもらうことになる云々といふことを答弁されているわけですが、大きな筋として、地方債を買うにしても、いかうに責任準備金なり余裕金を運用します場合には、常に組合員の福祉増進という趣旨からはずれて、地方財政の立場本位に流用されるというよう

なことは誠に慎まなければならぬと思ひますが、この基本方針に対する総理の明確な所見を伺つておきます。

○国務大臣(安井謙君) 資金の運用につきましては、ちよつとおほめにあつたようでありまして、大体におきまして国に關係のある部分以外、各地方の団体にこれをまかせ、しかも、その目的は組合員の福祉増進、それから地方の行政目的に沿うような運営をする、したがういまして、それはバランスをとりまして、一方へ偏する、あるいは危険投資のないように十分検討してこれは常にやつていきたい、こう思ひます。

沿つて運用されなければならぬといふことを強く主張されております。この審議会の答申、主張に沿つて行政府において対処する、また、あなたの部下をしてさせるといふことを明確に確認しておいていただきたい。

○国務大臣(池田勇人君) その点、私は十分法文を記憶してはおりませんが、こういう年金制度の積立金は、やつぱり組合員の福祉増進に充てるといふことが一つの大きい目的でございます。しかし、やはり資金の確保と申しますと、組合員の福祉増進ばかりでもいかぬ。これはたとえば郵便貯金は、これを貯蓄者の福祉増進というばかりにもいきましますまい。それから国のほうでやつております年金につきましても、これは組合員の福祉増進という大きな旗じるしはもちろん必要でございますが、そればかりといふわけにもいかぬと思ひます。

○矢嶋三義君 総理はやはり大蔵大臣のくさみが少し残つておつていけないですね。そのくさみがなくなると、僕は総理だと思ひますが、やはり大蔵大臣のくさみが残つていますよ。矢嶋君の言うとおりだと答弁すると大宰相になるのだと思ひますが、その程度にして……。

次に伺ひますが、この法案の陰に、定年制が陰に隠れてゐると、こういう警戒心を持つて關係者は見えているわけなんです、総理にはそういう考えはあるのかないのか、簡単に答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) これは問題が違ひのじやございませんか。

○矢嶋三義君 そりやないですね。

○國務大臣(池田勇人君) まあそれは邪推すればそういうことも全然考えられないと、想像だにつかぬということじゃございませうが……。

○矢嶋三義君 総理のお考えを承りました。

○國務大臣(池田勇人君) 事柄からいって別に定年制と関係ございませう。

○矢嶋三義君 ないですね。そこで総理、この法案の一番争点になっているところは、今の恩給法と同じように、五十五才になってやめると、年金満額にたどるわけなんです。一年早くやめると一年について四割減額するといふわけですね。減額年金制度をいっているわけですね。部下から御説明聞いたと思うんですが、それで、ことに公立学校共済では、約半数が女教師なんです。女教師は大体二十年勤めて年金がついて四十三くらいでやめると、そうすると五十五まで約十二、三年あります。一年について四割の減額になると、約年金の半額しかもらえないわけですね。それが五十五になっても死ぬまで半額しか年金をもらえないわけですね。この減額年金制度に非常に不満があるわけですね。恩給法は、あなただけ承知のように、五十五までは半額、五十から満五十五になるとあと恩給の満額を支給すると、こういう制度になつておつたのですが、その現行法に比べて非常に不利だと、特に女性に不利だといふので、この法案に対する批判が非常に強いわけなんです。総理、どうですか。三十億四千万くらいで処理できるらしいですね。だから、国の社会保障政策の一環ならば、三十億

円だけの国の補助金をかりに出しても、もちろん五十五才になったならば、現行法の恩給法と同じように、満額を死亡するまで支給するといふような形にしたならば、この法案は非常に私は光彩を放つてくると思ひます。総理の御所信を承りたい。

○國務大臣(池田勇人君) あまり詳しいことは知りませんが、国家公務員と同じような方向でいっているのじゃございませうか。

○矢嶋三義君 それがいけないので

○國務大臣(池田勇人君) それがいけないといふのは、また国家公務員のほうにも関係いたしますし、地方公務員のほうには女の先生が非常に多いといふことはあるかも知れません。しかし、この減額年金制度といふものを国家公務員にすつとこれで行つていけるのに、地方公務員のほうは法律制定のときに別の方向をとるといふことはなかなか困難じゃないかと思ひます。

○矢嶋三義君 総理としては今その場でそういう答弁しかできないと思ひますが、私はぜひ政府内部の適当な機関で検討させていただきたいと思ひます。国家公務員も地方公務員も通じて、地方公務員だけこうで国家公務員は違う形じゃできません。国家公務員自体おかしと思ひます。今、今施行されている法律が、だから国家公務員、地方公務員を通じて、こういう減額年金制度といふものはいかかものかと、従来の恩給法のそれと比して、こういう点で部下職員をして十分検討させていただきたいと思ひます。このお約束はしていただければ

○國務大臣(池田勇人君) これは保険計算、いろいろな厄介な問題がございませう。そうしてまた国会でそのよういふ要望につきましても、政府はやはり謙虚な立場で今後研究していかなきゃいかぬと思ひます。

○矢嶋三義君 その答弁だけは承し

次に伺いますが、総理、予算委員会でもちよつと出たのですが、例の満鉄に勤めた諸君の取り扱いですね、あの予算委員会における総理の答弁は、やっぱり少し失礼ですけれども、乱暴であつたですよ。答弁はね。そこで、ここであらためて伺いますが、満洲国に勤めた諸君は、今度は恩給法の適用になつたわけですね。だから、この年金の場合にも継続するわけですね。ところが、満鉄に勤めておる諸君は、退職手当だけは満洲国と同じ扱いになるのですが、恩給も年金もあの満鉄で働いた期間といふのはゼロになるわけですね。今度は恩給法からこういう共済組織の年金制度に変わったわけなんです。この機会に考え直す必要があるんじゃないか、といふことは、時間がな

いから詳しいことを申しませんが、まあ私つと人から聞いたり調べてみますと、満鉄といふのは、最初は国営でやろつといふことであつたが、いろいろな事情でこれを勸令で設け、それから當時は全額政府出資でやつてゐたのです。それから一般会計から出資している。それから会計検査院でその経理は全部検査しております。それから満洲国ができた場合に、満鉄から相当数の人が満洲国に移つてゐる。そういう人は年金が継続されるわけですね。特に満鉄の地方部という行政の部面です

が、これは満鉄から満洲国に移つたわけですね。そうして満洲国の国防とか交通等の部門は全部満鉄が担当をしたわけなんです。こういう敵愾なる事実があるわけですね。それで日本と満鉄、満洲国の関係、それから人の動き、こういう歴史的なものを見ると、こゝろに、満洲国に勤めておつたらよろしいのだが、満鉄だつたら何年間でなければならぬ、その当時の政策がよかつたか悪かつたか別ですよ。国の当時の政策に沿つて満洲国のあつた地帯に勤めた諸君が、その年金の基礎年数の計算に当たつて除外されるということ

は、人情論でなくて筋として、総理、私はどうしても通らないと思ひます。私にどうしてあつたらぬ特殊な会社であつた満鉄に勤務した諸君の在職年数の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

の取り扱いについては、満洲国職員

算といふわけには参りませんが、問題だけ提供になりましたから研究はいたします。

○矢嶋三義君 今の私の主張を聞いておつて、珍しく矢嶋の語が筋が通つておるといふ……。

○國務大臣(池田勇人君) 人情論が相

○矢嶋三義君 人情論でなくて、折り

目がですね。結論としては、総理、部下職員をして十分検討させていただ

○國務大臣(池田勇人君) 承知いたし

ました。検討いたします。

○矢嶋三義君 私の割当時間が少なくなりま

○矢嶋三義君 今度のこの法律案で一番問題なのは、掛金が非常に二・二倍と一

挙にふえると、有利な条件を持つて

おつた団体に勤めておる諸君の既得権

が剥奪されるということに不安や不

満やうがあるわけなんです。一部に

は喜ばれておる部面もあることは事実

です。そこで、僕は一番問題なのは若

い人にも一挙に掛金が二・二倍になる

と、で、このことは薄給である諸君の

す。それと、時間がないから、私の言うことだけ言っておきますが、アメリカにしても、西独にしても、イギリスにしても、今日なおそういう制度を続けている。日本が一応いろいろ経済的な事情があったか、国家財政の上から考えたか、そういう点で日本だけが、日本だけというわけじゃないかと思ふ。そのほかにもいろいろ制度のところがあるが、先進国といわれるアメリカ、イギリスあるいは西独あたりでもやはり依然としてそういう制度を続けている。そういうことから日本だけこれに踏み切られたというのは、ちょっと私はあまりに一挙に行き過ぎたんじゃないかと思ふのです。

○国務大臣(池田勇人君) 私は算開にして外国の例を研究いたしておりましたが、今までの国家が主で恩恵的といいますが、恩恵の「恩」という字で恩恵的といふよりも、やはり共済制度が時代には合うんじゃないか。そうしてやはりこういうものは一方的に恩をあれするといふのじゃないに、共済制度で自分らもかけていく。国家もある程度めんどうを見ようという、こういうふうなのが新しい型じゃないかと思ふ。イギリスなんか御指摘のとおりやっていますが、いろいろ事情もあるでしようが、とにかくイギリスその他と違つて日本は画期的な社会制度の改革と申しますか、考え方が変わつてきたから、こういうときに新しい制度に踏み切つたほうがいい、こういう結論になつたんじゃないかと思ふ。

○山本伊三郎君 もちろん新憲法になつて公務員の位置づけが変わつたからその考え方は僕にはわかるのです。しかし、一挙にそこまで持つていくところ、この間から盛んに論じられてる掛金が一挙に二・二倍に上がったという問題が実は大きくクローズ・アップされてきた。今、総理が従来恩恵は恩恵的だと言われますが、あれはやはり二・二倍程度取ります。したがつて、全部が恩恵的じゃない。ただ昔は恩恵といつて全然負担せずに出してあげたけれども、多分大正十二年ですか、ころから一・二、昭和八年ころから二・二程度取つたと思ふのです。したがつて、私の言つておるのは、恩恵といふような觀念を去つてもいいと思ふ。恩恵的にもらうといふことはわれわれとしてもこれは避けてもいいと思ふが、一挙にそこまで掛金を上げるということについての配慮が必要じゃないか。ところが、こういう一応趣旨で質問しておるのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは何でしよ、一挙に上げるというのじゃないに、建前が保険計算でいくようになつておられますから、こうなるのは当然の帰結じゃないでしよ。前のほうはお話のとおりに大正十一年か、十二年に文官をやつて、軍人はまだ出さなかつた。そういう何といふんですか、つかみ金と言ふ言葉が悪いと思ふ。すけれども、ともかく計算でいつていふ。だから、それを改めるといふときにはやはり一挙にやる、保険計算でやる。経過のしどろこしいうことも考えられるかもしれないが、今度の公務員でも非常に損する場合は、経過的に措置をやつておられますが、私はこういう制度は料金が上がるからこれはいかぬのだということじゃないに、あくまでわれわれ自分らの金だという建前でいけば、上がることも私は了承できるのじゃないかと思ふのです。

○山本伊三郎君 論点がちよつと違ふのですが、われわれ言つておるのは、——保険制度、保険システムにしたから保険制度から割り出してこういう掛金になるのだ、こうおっしゃるのだと思ふ。私としては一度にそこまで踏み切らなくてもある程度折衷した案ができるんじゃないか。たとえば一応保険制度で掛金を出しても、負担率を割り出して、その負担の割合でいわれる持ち方が変わつてくるのだ。だから、保険制度でそういうものを出してもいいのです。いいのですけれども、負担割合を変えれば、一挙に四・四〇という大きな負担になり得ないと思ふのですが、そういう点を言つておる。決して保険制度を言わなくても——保険制度で負担率を出しても、負担割合は変えられるということをおわれわれは主張しておるのです。

○国務大臣(池田勇人君) それは問題が結局国から少し出せということになるのじゃないですか。

○山本伊三郎君 そうです。

○国務大臣(池田勇人君) そこで国からはそういうものは出したくない、出しても程度がある、こういうことになり。ですから、国から全然出さぬといふのじゃない。とにかく国のためといふことじゃないに、組合員自身のためなんです。ですから、その組合にある程度のお金を出ししよ、こう言つておる。それを一ぺんに上げるのはいかぬかどうか、上がぬのに出せ——これは金をどれだけ使ふか、制度の問題じゃない、負担の問題、国がどれだけ

負担するか、組合が、個人がどれだけ負担するか。そこで、問題は共済制度に国が負担を出すか出さぬかということに帰結するのじゃないか。そこで、今の国としてはそれは出せない、こういうふうにして思つておるのではありません。

○山本伊三郎君 総理は少しこの委員会に來るのが早かつたように思ふのです。実はまだ保険制度とかそういう条文の内容に入つておらない。立法論からいつても非常に矛盾した点が見受けられるのです。したがつて、今組合員のためだ、ためだと言われますが、この地方公務員共済組合法の中には、国家公務員共済組合法と違つて別の要素が入つてきておる。具体的に言つて、こういうことか。これは総理は御存じないだらうと思ふますが、同じ保険経済の中で、組合員の、一般の公務員の場合、二十年勤めて百分の四十、こういう給付率ですね。ところが、地方公務団体の長となる人は十二年で百分の三十五、しかも、加算率を二十年まで持つていくと百分の四十七になる、こういう政策的なものをこの法律の中に入れておるのです。したがつて、こういうところから見ると、ちよつと勝手な法律じゃないかと思ふのですが、その点どうですか。十分御存じでなければそれでいい。

○国務大臣(池田勇人君) こまかい規定を知りませんが、自治大臣からお答えいたします。

○山本伊三郎君 そういう自治大臣の答弁はこの前も聞いた。

○国務大臣(安井謙吉君) この前も申し上げましたように市長、町長というものは、従来の慣習もございまして、普通の公務員と違つた扱いをし

て特別な規定を置いておるわけであり。それからなお、イギリスやフランスの例、恩給制度じゃないかという今お問ひ合わせでございましたが、これは恩給制度に違ひありませんが、掛金率等も相当日本より多額であるし、年限も相当長いというふうに私は聞いております。

○山本伊三郎君 それはどういうデータですか。これは人事院で発表しておるやつです。フランスは公務員の俸給の六〇、それからアメリカの場合もそうですが、イギリスの場合は全然かけておらない。それから西独の場合にもかけておらない。

○国務大臣(安井謙吉君) 私がとつたのはアメリカとそれからフランスの場合で六〇という例をあげておるわけ、日本の四・四〇よりは相当高いし、年限も長い、こういう例もあるもので、一律にはいきまい、こういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 総理に聞いたんですが、自治大臣が答へられました。自治大臣に私は聞いておるんじゃないんです。総理大臣が組合員がこうすれば喜ぶじゃないかと言われたが、私の言いたいところは、もし公共団体の長たる者にそういう制度が設けられるならば、喜ぶことではあるが一般の公務員もそういうことができればいいか、と、こういうことを私は総理大臣に聞いておるんです。十二年でもうすでつくという制度がここに含まれておるんです。一般の恩給の場合は十七年でつておつた。それが二十年しなければ資格がとれないという一方には、同じ法律の中に地方公共団体の長は別な扱いをする必要があるかどうか

知りませんが、やはりそういう法律がこの中に一緒に含まれておるんですね。もし喜ぶならばそういう制度もとれなかったか、こういうことを言っておるんです。

○国務大臣(池田勇人君) これは一般の公務員と市長というより特別な職にある者の年金につきましては計算を要するといふことは、私はこれは考へられることだと思ひます。今までの一般通念からいへば、今までの地方公務員とは特別の取り扱いをすることが私は妥当じゃないかと思ひます。

○山本伊三郎君 国家公務員にはそういう制度は全然考へておられないのですよ。大臣は、国会議員である場合はこれは別です。地方公務員の場合は、そういう要素を取り入れておられることはちよつと聞き取れないのですがね。

○国務大臣(池田勇人君) それが地方団体の実態じゃないでしょうか。私は、それは議論になると思ひますが、自治省としては、そういう地方自治の実態からいって、市長なんかは特別に取り扱ふのが過去のあれからいって適正じゃないかというつもりじゃないでしょうか。私はそれがわかりません。

○山本伊三郎君 あなたと議論はしたくないのですがね。立法論としては私は問題があると思ひます。もしそういう特殊な公選で選ばれる市長であるというならば、国会議員のように、また地方議員のように、別途にそういう制度というものをこさえるべきであると思ひます。それを同じ保険経済の中にほうり込んでくるということは、これは保

険数理からいっても問題であるのですね。一方のものは二十年で四〇%、そういう私は立法論に問題があると言つておる。地方自治体の実態からいへば、私はそう考へられない。地方自治と別ですよ。地方公務員の共済制度、年金制度、この点はわれわれとして非常に疑問があるのですが、その点については、答弁がはっきりしなればしていただかなくてもいいんですが、それだけ聞いて私は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 市長等の問題につきましては、ただいまお答えしたとおりでございます。地方自治体全体から考へまして、そういう特殊の地位に選挙で出てこれたというふうな場合には、特殊な扱いをするのが、私は地方自治の建前からいって考へられるんじゃないかと思ひます。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(小林武治君) 速記つけて。午前はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後一時四十九分開会
○委員長(小林武治君) これより委員会を再開いたします。
午前中に引続き両案の質疑を続行いたします。

○山本伊三郎君 文部省から「公立学校共済組合長期給付所要財源率計算の基礎資料」の三十三年から三十五年のやつは出されたのだが、自治省関係のやつはこういう資料はできないのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 地方職員につきましては、この前お話し申し上げましたように、三十年から三十二年までの実態調査をいたしましたので、その後の調査をやっておりますので、その後の計算基礎の数字は今のところ持ち合わせございません。

○山本伊三郎君 公立学校のデータをみると、この前出されたのはだいぶ脱退残存表の内容が変わつてきておりますが、道府県のいわゆる地方職員共済組合の場合でも相当動くと思ひますが、自治省としては、その点どう考へますか。

○政府委員(佐久間重君) 調査を御指摘の時期につきましてはいたしておりましたので、正確なことは私どもも申し上げかねるでございますが、地方職員の場合には、そう大きな差はないのではないかと推測をいたしております。

○山本伊三郎君 それはまたあとでひとつ審議するとして、きょうからいよいよ、保険数理を建前にやられているから、これについて若干ただしておきたいと思ひます。

で、資料をもらつてから相当いろいろ検討しましたが、どうも納得できないところが相当あります。それで長期給付の各給付の計算式をやつてくれというところは無理だと思ひますが、一番主要な退職年金についてのこれの、このデータをもつて計算をして、相当地方行政委員の中にも十分理解されないという方々があるのでは、それをひとつやつてもらいたいと思ひます。私のほうからこへひとつ。あなたのほうの計算式は、ちよつとくろくでないとわからぬような式であるから、国家公務員のときに論議のあつた式を私こへ書きます。

$$P = \frac{1}{2} \left[\sum_{t=1}^n \frac{S_t}{b_t} b_t^{(n)} c_t + \sum_{t=1}^n \frac{S_t}{b_t} b_t^{(n)} \left\{ 1 - \alpha \times (55 - x - \frac{1}{2}) \right\} c_t \right]$$

この式によつてひとつ答えを出してもらいたい。

○委員長(小林武治君) 山本君、速記はつけますか、ちよつと無理なようだが。

○山本伊三郎君 つけてもらつてもけっこうですがね。

○委員長(小林武治君) それじゃ、速記をとめて。

〔午後一時五十六分速記中止〕
〔午後二時十五分速記開始〕
○委員長(小林武治君) 速記をつけ

○山本伊三郎君 僕ら調べてくると、いろいろ不思議な点が出てくるので、やはりそういう公式といふものは一応厳格に出して、経過措置はそれは経過措置で別にあるが、その考慮するのは別の問題であつて、費用の負担はまた別に考へると、追加費用の点もあるし、別に考へなくちゃならぬと思ひます。これは負担金に影響する問題です。これは負担金に考へるべきは、そういう要素も入れて考へるべきが妥当でなからうかと思ひます。あなたのほうの配慮はどういうところにあつたか知りませんが、おそらく財源率はそれによつて低くなります。そういう点で、私は問題を将来に含んであるんじゃないかと思ひます。経過措置は経過措置で法律があるので、これは別の問題なんです。全然保険数理の中に、計算の中に減額退職年金を織

り込んでおらないということについては、問題があると思ひます。ただ、経過措置にあるからそれで当分の間いいんだ、こゝ言われまふけれども、負担金はその計算によつて出すのでしよう。それでしよう。

○説明員(堀込惣次郎君) さようでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、経過措置とその計算式とは全然別個な考え方であると思ひますが、その点あなたの独断でやられたのですか、上司と相談してそれをやられたのですか、その点をひとつ聞いておきます。あなたは技術屋ですから、あなたに説明させる必要がないと思ひます。

○説明員(堀込惣次郎君) ちよつとただいまの点でございまして、減額退職年金を見込むか見込まないかというところは、一応大蔵省と話し合いをいたしまして、向こうのほうは見込むのが適当だろうというお話はありましたけれども、私のほうとしては、たとえば今経過措置で云々というのを申し上げましたが、経過措置そのものの問題でございまして、経過措置があるために減額の選択がおそらく少ないだろう、ほとんどないだらう、こゝういふ見込みをしたわけでございます。経過措置そのものは追加費用の問題になりますけれども。

○山本伊三郎君 文部省から「公立学校共済組合長期給付所要財源率計算の基礎資料」の三十三年から三十五年のやつは出されたのだが、自治省関係のやつはこういう資料はできないのですか。

○山本伊三郎君 それはあとで尋ねようと思つたのですが、経過措置について言えば、国家公務員も同じなんです。だから、経過措置でやっておるからといって、そういう理屈は立たないのでも、もちろん、その減額退職年金を入れると財源率がふえてくることは、これは間違いない。そうすると、逆に言えば、財源率はその式からいくと減っているのだから、あなたの場合減るのだから、掛金も減るのだという淡い考え方がいいけないというのです。

要するものは要としてちゃんと公式で出して、その上でどうするかというところの判断をしなければ、間違ひを起すというのです。特に自治省管轄の二共済、それから公立学校のやつを見ても、脱退残存率が非常に高いのです。そういう中で、将来一つの大きい問題を残すと思うから、私は特にそれを尋ねたのです。その点は、将来とも減額退職年金というものの要素を見ずにいくという方針ですか、途中で変えるというのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 今のお話でございませうけれども、将来長くいつまでも見ないということではございませんで、これだけの要素ではなく、すべての基礎計算の要素になります実績をはつきりつかんだところで再計算をして検討してみたいというふうに思つておる次第でございませう。

○山本伊三郎君 自治省当局に聞きますが、これはまあ技術屋が勝手にやられたとは思わないのですかね。こういう財源率を出しておいて、将来変えるときには相当上がつてくると思う。そのときにはこういう工合に上がったかからといってまた負担率を上げるという

考え方でこうやられたのですか、そこでどうです。

○説明員(松浦功君) 財源率の問題につきましても、ただいま山本委員から御質問がございまして、一応経過措置もございませうので、この当分の間これを選択する者はなからうということと、一応数値の中には入れてないのでもございませう。かりに減額退職年金を選択する人の数を一定につかみましたといいたしましても、まあ影響度合いというものは、ただいま計数担当のほうから御説明申し上げましたように、四半減といふものは若干低過ぎるというくらいはございませうけれども、五十五才以降でもらうべき金額を若い年にまで戻しまして縛まきにしておるという関係から、大きく数値の狂いが出てくることは考えておらないわけでございます。もちろん、この問題につきましても、四十四という数字が出ておるに、さらに、将来五十五才以降にもらうていきます平均期間とか、そういうことも、あるいは給手の上昇率等の変更が当然ある程度は出てくると思ひます。五年ごとに計算をいたしまして、そのきちんと出て参りました計数に従つて、上げるものは上げ、下げるものは下げるという措置をとらなければならぬと考へておられます。将来にわたつて、今は少なくしておいて、将来になつて必要ならもつと上げればいいじゃないかという安易な考え方は持つておりませんで。

○山本伊三郎君 現実にはそうなつてくるんです。あなたのほうの式でいくと、減額退職年金というものは全然みえておらないのだから、全然ないという

ことではない。国家公務員の場合のように二分の一あるかどうか、これは別です。しかし、あなたのほうのやつでは全然みえてないのです。あることは当然あると思うのです。なければ、この法律案は削除してもいいんだ。減額退職年金という、そんなわずらわしいものを入れる必要はない。初めから若干停止なら若干停止にしておけばいいんです。それをに入れておるといふところに問題があるのであつて、それを法律には今入れておいて、財源率の計算の基礎には入れておかないといふところに、矛盾があるのじゃないか。論理が一貫しない。法律のほうにちゃんと減額退職年金という項を入れておいて、財源率計算のほうには入れられておかない。それは経過措置があるから、しばらくそんなものは有用でない——そんなことを言えば、これはもう二十年たたなければ完全にこの公式は作用しないのです。その公式を使つて掛金なりあるいは負担金を出しておるのに、減額退職年金の要素だけ入れなかつたというところについて、私はまず最初の疑問を持つておるんです。

ただ、先ほど、専門家で、名前をちょっと私は聞いておらないのです。が、財源率がふえることによつて負担金も上がるだろう、だから最初から安くしようというより、善意な動き方があるんだつたら別ですが、それはどうですか、そういう考え方があつたんですか。

○説明員(松浦功君) 減額退職年金を計数上に入れてないという事は、担当官から説明したとおりでございませうが、御承知のように、減額退職年金は、五十五才からもうであらう金額

というものを、四十五才でやめた場合には四十五才まで引き戻して薄まきに減額をして給付する制度でございませう。したがつて、保険数値上計算いたしましたもので四割、これがやや低いという事は、担当官から説明申し上げましたように、計算式から出てきた上からはそういうふうになるわけだ

ございませうが、やや低いという部分だけは影響するわけでございます。かりにやや低いという事態がないといひますならば、これは完全に財源計算には影響しないと考へられるわけでございます。したがつて、若干の差でございませうので、大きな影響があるとは考へておらないわけでございます。あとの御質問でございませうが、これは、大臣からも御答弁がございまして、ように、国共というものがすでに施行されておりました、千分の四十四というものに気持の上で引かれたことは事実だけれども、数字の上での操作を加えたわけではないという大臣から御答弁が申し上げてあるはずでございませう。われわれもそのような気持で算定をして参つております。

○山本伊三郎君 五十五才からの給手ということになる、現在は若年停止は四十五才から五割、いわゆる百分の五十、五十五才からは百分の七十という措置があるんです。それを五十五才までもらう人は少ないだろうという考へ方というのは、全く私はあなたらの考へ方は間違つておると思ひます。そんなに公務員は裕福じゃないです。できれば早く少しでももらいたい、やめたらもらいたいというすべて希望を持つておると思ひます。そういう考へ方を、まあわずかであらうという

ようなことでは、われわれとしては考へられない。しかも、国家公務員の出された計算からよると、相当大きいウェイトがあります。相当大きく動きます。わずかにやないです。だから、そういう点をまず第一に——私はずきんとは言いません。最初出たのだから、なるべく国家公務員の財源率に合はせようといふいろいろ苦心された跡は私は見られます。国家公務員の場合は、これは専門的になるから速記をつけるのはむずかしいかもしれせんが、分母のほうにも、掛金が本部に集まるまでの一カ月のズレというものをV112でかけたやつがまだ分母のほうにあるでしょう。そうすると、分母の数が減るんです。そうすると、財源率はまたふえるようになっておるですね。それも省いてあるんです。そういうところを考へてみると、なるべく財源率を少なくしようという意図が、私は自治省のとられた財源率計算の中にそういうものが見られるんですが、それはどういうことですか。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの話は分母のVの112でございませうが、これは旧法の連合会を作り出した当時の考へ方として、単位組合から負担金、掛金を払い込む。したがつて、連合会へ地方の金が入るのは若干のおくれがあるということから、それをみたわけでございます。新法になりました、当面としましては、連合会へ実際の負担金が入るのは少しズレがある、こういうことで、国のほうでは分母に一カ月の割引をして計算に入れたわけでございます。われわれのほうの組合としましては、単位組合で

でございますので、その収入の一カ月のズレというのは考える必要がないという見解で入れてないわけでございます。国のほうの単位組合から連合会という組織と、地方の単位組合の場合との考え方の相違でございます。

○山本伊三郎君 地方公務員の場合にも、一部連合会方式でやる組合があるのじゃないですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 地方の場合には、連合会で全部長期をプールしてやるという連合会ではございませんで、単位組合でやるというのが建前で、ただ連合会での資金の若干をプールすると、こういう建前でございますので、国の連合会とはその点はやり方が違うわけでございます。

○山本伊三郎君 一応V112というやつはそういう説明でいいですよ。これは低くなるのだからやれという私は主張をしてるのじゃないんです。だけれども、どうしてもわれわれとしてはこの点が将来不安になるから、私はまず最初に追及しておるのですが、自治省で、この点については将来直すと、こう言うておるのだが、直すときにはまた一もんちやくですよ。そういうことを予定しておられますか。できるときはなるべく安い財源率を出しておいて一応出発をして、将来またごたごたと掛金を上げるんだ何だという問題が起ったときには、だれが被害をこうむるか。国家公務員の場合もそうだった。法律が通ってから非常に問題が起った。掛金をかけるようになってからですね。しかも、この掛金率の更改というのは法律事項じゃないんだ。あとは全部省令なりそういうところで行ってしまうのです。それで

しょう。そうすると、国会でこの法律が通ってしまったら、あとはどうなるか。今はそれは労働組合があるからそう簡単には許さないけれども、国会は手を離れてしまふんです。だから、その点は私は非常に危惧しておるから、おそろしくこういう法律が通って初めてです。それから、国家公務員の場合でも、去年、掛金率を上げるといってえらい問題が起ったことがあるのです。そういうことが歴然とこの計算基礎から見るとあるような憂いのあるような計算をしているのです。その点がわれわれとしては聞き取れないので、この点について、将来そういう要素を入れても掛金率に影響はないんだということを言ひ切れますか。

○政府委員(佐久間重君) 将来どうなつてもいいんだ、とにかく充足するんだというふうな気持は毛頭持つておりません。しかし、先般来山本委員の御指摘もございましたように、私も計算の基礎につかんでおります資料が、絶対これで間違いない最近の確実な資料だというわけではございません。で、将来再計算をいたしました結果若干の異動が起り得るというところは、私も予想いたさないわけではないのでございますが、これはどうもいたし方ないと思っておるわけでございます。

○山本伊三郎君 行政局長は、あなた、知らぬですよ。僕の言っているのは、将来動く場合もあるでしょう。給付の内容を変えろとか、あるいはいろいろ脱退残存数が変わってくるとか、そういう要素は避けられない。その場合には下げる場合もある。私の言っているのは、最初からそういうものを計算

算の基礎に入れておらずに、当然上る要素のものをに入れておらずに下げておいて、これをあとから入れたから上るのだというところは許せぬと言ひます。だから、私の言っているのは、減額退職年金というこの計算の基礎を入れたから上るというところは言わなければいかぬということ、それを念を押しておきたい。これは議事録に入れておかぬと……。

○説明員(松浦功君) ただいまの御質問でございますが、分子のほうの十二カ月おくれの問題で、これは私どものほうは、制度がそういう建前でございますから、今後とも直すということはないと思ひます。

減額退職年金の問題につきまして、大臣がその気持を表明いたしておられますように、国共の負担率に合わせようという気持は、それに引っぱられるという気持もろろ計算の過程においてあつたと思ひますけれども、その問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、減額退職年金制度というものを選択する人が将来になつて皆無であるとは私も考えられておりません。それらの実績を十分検討の上で、入れなければならぬと思つております。しかし、いずれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますように、四割という引き方が必ずしも計算上から出た数字と完全にマッチをしていない、引き方が少ないという意味において、その差程度のものが影響は出てくると思ひますけれども、そんなに大きな影響が出てくるとは考えておらないわけでございます。ただいま山本委員から御指摘がございましたように、むしろ数値が動い

てくる場合は、生命が延びるとか、あるいは給手の上昇率が高くなる、そういうたような問題が影響してきて動く場合がほとんどではなからうか、このように考えております。

○山本伊三郎君 それじゃ、将来これだけの要素、いわゆる減額退職年金の計算の基礎を入れたがために掛金をふやさない、これは五年や十年で出てくるやつだったら別ですよ。私は国会の議事録にとつておきたいというものは、これは将来出てきたときには当然問題になる、案外多いかも知れぬ。若年停止の問題もあるから、勢いそういう問題もこれにひつかつてくる。その際に、いやこれはやむを得なかつたというふうなことではない。したがって、これは、大臣がおられければ、公務員課長じゃこれは責任を持ってぬから、政務次官なりにそれを引き取りここで言明してもらひ。それであれば、私は一応これは善意になされたものだとして了承します。どうですか。

○政府委員(佐久間重君) 将来も、ただいま公務員課長が申しましたように、おそろしく大した影響はないというふうに予想をいたしておりますが、かりに若干の影響が出ましたならば、それはその際修正を検討しなければならぬと思ひますのでございます。

○山本伊三郎君 それではちょっと答弁が食い違つておるのだが、やはり将来この基礎を入れて負担率を変えろという、そういうことの答弁というのか、それだったら、了承しませんよ。今から変えておかないといけませんよ。

○政府委員(佐久間重君) 現在私どもが予想をいたしておりますところは、それほどの影響はないという見通しでおるわけでございますが、御指摘のように、十年も二十年もずっと先のこの場合には、絶対に影響がないということ、これを現在断言いたしますのも、私も実際上これはできないことではございますので、かりにそういう場合に、若干の影響が出て参りますれば、それによつて検討をいたさなければならぬと、かように考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 国家公務員の場合、給付の状態は一緒ですからね。脱退残存率とか俸給指数、こういうものは違つても、おのおのそれ率でふえるのですから。国家公務員の場合、これだけの数字が違ひますよ。普通の退職年金の支出原価の総額が八万五千四百四十二・七、それから減額退職の場合には九万三千六百四十四・四ですから、七千近く原価支出の計数が変わつてきています。これであまり動かぬと言へますか。これは二分の一にしてあるんですよ。数字がちゃんと出ています。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいま山本先生の言われましたように、減額退職年金を選択いたしますと、多少影響は出てくるわけでございますが、ただその見込みを、半分でもいいか、どの程度見るといふところのよりどころが——現在のところはございませんので、今申しましたように、実績が出た上で料率の再検討をしたいというふうな考えたわけでございます。

○山本伊三郎君 あなたも専門家ですから、あなたをあまり責めたくない。しかし、あなたらのグループというか、統計学者というか、こういう筋の

統計学者というか、こういう筋の

人は、一応そういう場合には、二分の一で一応とおくのが一番安全事があるというのが大体通説です。全然わからぬから、それは全然その基礎の中に入れてないというところに、私は問題があるということを言っているのです。あなたのほうは、全然減額退職年金の支出原価というものは計算しなかったのですか。計算して、それでそういう影響はないということを見られたのか、全然初めからしてないのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 減額のほうは、ただいま申しましたような見解でございましたので、特に計算はいたしてございません。

○山本伊三郎君 そりうところ、私は、先ほど課長が、いやそりうは動かぬとか、いやたいした影響はないのだという答弁をするのだと思うんですよ。一応、入れる入れぬは別として、そりう計算はしておくべきです。どれほど影響があるかということを見て、これならばまあ今のところ入れなくてもいいじゃないかという判断はすべきだ。初めから全然減額退職年金の減額率を出さずに、それでそんなものあまり影響ないじゃないかというようにすることは、私はこういう長期にわたる計数を出す場合には納得できないのですね。全然出していいのですか、初めから。

○説明員(堀込惣次郎君) 減額退職年金の減額率そのものが一般の年金を選択した場合は数理計算上はほぼ等しいという前提で考慮いたしましたものですから、減額退職年金を基礎に入れるという計算はやらなかったわけでございます。

ます。なお、御指摘の点は十分検討させていただきます。おっしゃる通りです。

○山本伊三郎君 あなたは専門家で、私はこのあなたの計算したやつを見て、苦心の跡はよくわかります。わかりますが、やはりこれはあなたが出すという以上は、一つの法律になるのですからね。だから、やはり慎重な態度で、減額のやつはこういう数字が出る、今回入れたらこうなる、財源率はいくらなる、どうしようかという相談をして、それで大臣なりあるいは局長なりが、それはもうやめておけ、こういうことの措置であったのなら、私は自治省当局を責めますよ。そんなずさんなやり方はないです。一つここでどういふものが出てくると、ほかの資料も僕はそりうでないかという疑いを実は持つてくるのです。これはあとで審議しますけれども、これはずさんと言われても、あなたのほうの返す言葉はないと思う。もちろんこれは、財源率で低くなるのだからそれでいいじゃないか、山本黙っておたらいいじゃないか、大蔵当局もおるんだから、こり言うかしらんけれども、私は、この退職年金については、そんな安易な考えでこの計数を出すべきじゃないと思う。やはりやるものはちゃんとやって、負担率が多くなるなら、また別に政策的にどうしようかと考えるべきであって、こりいうところでテクニクを行なうべきじゃないかと思う。この点については、私は、将来これが変わってくれば動かすというけれども、変わらざるを得ないでしょう。八万五千から九万三千ですから、約八千ぐらゐ動いてくるのですよ。八千の単位が動くというところは、そり小さい数字

じゃないと私は見ておるのですね。この点については、私は、政務次官、そりいう要素がきても負担率を変えないという言葉を得られるならよろしいが、それを政務次官やれますか。

○政府委員(大上司君) ただいま所管局長並びに所管課長からそれぞれ説明がありましたが、私といたしましては、いまだ少し勉強させていただいてお答えいたしたいと思っております。

○山本伊三郎君 ほかにたくさんあるのですが、僕は慎重に審議をさしてもいいというのには、そりいう点がたくさんまだほかにもあるので言いますけれども、まず最初に私はこの点がどうも納得できない。これは単に自治省だけじゃなくて、文部当局も同じことをやっておるのですよ。これはよそのことと思つて聞いておつてはだめですよ。同じ方式で出しておるのですね。これはおそろく、自治省がそりう指示をしたかどうか知らないが、こりいう点は僕は、最初の日——五日の日だったかと思いますが、平準保険料方式をとるといふことを、そりしますと言つた以上は、少くとも厳格にこりいうものを守つておかなければ、将来破綻を来します。その損失はだれにくるのですか。全部組合員がかかるのです。池田総理に朝私がちよつと質問したら、きわめてそりうけない、困るほうで負担するのは困るからこりいう方法でやつたんだ、こりう考え方です。それならそれだけに、初めにちゃんと計算しておかなければ、こんなずさんな計算で、将来財源率が変わつたらとて、さあ組合員にこれだけ負担せよと言つて、それはどうするのです。大臣以外のあなた方を責めても

仕方がないから、大臣が来るまで待ちますが、その点が第一に問題点が出てきたので、これをはつきりと、自治省と文部、警察にも関係がある。それらと打ち合わせて、はつきりした回答をもらうように委員長に特別にお願いいたします。私の質問はまだたくさんありますが、政務次官に若干したいと思ひますから、僕は休憩いたします。

○委員(小林武治君) 今のことは、御相談して、適当な機会に御発言願ひします。

○政府委員(大上司君) 承知いたしました。

○矢嶋三義君 質問あるのですが、政務次官はお見かけするところお疲れのようだから、この前資料を要求いたしましたね、自治省に。これ配付になっておりますが、これをあまり時間がかららないようにして要点を説明していただくたいと思ひます。減額退職年金制度と若年停止制度との比較という資料と、全勤続期間三十五年の場合の新旧制度における退職年金の額の比較表、四月十二日付と十七日付で出ておりますね。どなたでもけっこうですから、この資料の概要を説明して下さい。要点は、こりう趣旨を表を作つて、こりう結果が出たかというように、概括でつかめるような説明の仕方を願ひします。

制度を採用しないで旧法のままで進んだ場合、それをそれぞれ四十五才で退職した場合について計算をしておるわけでございます。

矢嶋先生から御要求がございましたように、新制度における退職年金の額は、第一ページにございまして、(A)の欄にございまして、最終退職時の俸給をそれぞれ仮定をいたしまして計算をいたしますと、十三万五千五百七十六円ということになります。施行日前の期間が十五年になりますと十三万六千四百五十六円、それから施行日前の期間が二十年の場合には十二万四千六百六十四円、こりう格好になります。その場合に、こりう計算になります。減額退職年金を選択いたしました場合と選択いたさない場合とによつて、それぞれ結論が違つて参ります。

まず第一に、減額退職年金を選択しない場合にはどうなるかということが書いてございまして。減額退職年金を選択しない場合は、十年、十五年、二十年、その期間については、それぞれ経過規定によりまして、過去の制度、すなわち若年停止が働きますので、四十五才から五十才まで施行日前期間十年の場合は三万三千円、五十才から五十五才までは四万四千八百円、施行日前の期間が十五年の場合は、期間が長くなりまして若年停止制度の規定がより強力に働きますので、四万八千円、六万七千二百円、さらに施行日前の期間が二十年の場合は、五万七千六百六十九円、八万七千二百九十九円という結果になります。いずれの場合にも、五十五才以降は、上に書いてあります退職年金

を全額もらうということになるわけでごさいます。さらに、減額退職年金制度が新法においてはあつたわけでごさいますので、減額退職年金を希望いたしました場合に、(A)の場合には八万一千三百四十五円、(B)の場合には八万一千八百七十三円、(C)の場合には七万四千七百九十八円、四十五才から最後までその額をもらふ、こういうことになります。

さらに、第二の問題といつたしまして、減額退職年金制度を一応やめて、恩給法における若年停止と同様の制度を新法に持ち込んだと仮定をした場合にどうなるかと申しますと、ここに書いてございまして、施行日前十年の場合には十三万五千五百七十六円の、四十五才から五十才までは二分の一、五十才から五十五才までは七〇%、(B)の場合、すなわち施行日前の期間が十五年の場合には、十三万六千四百五十六円の、四十五才から五十才までは二分の一、五十才から五十五才までは七〇%、(C)の場合、十二万四千六百六十四円の、四十五才から五十才までは二分の一、五十才から五十五才までは七〇%、そして五十五才をこえましてた者については、それぞれ(A)、(B)、(C)の場合について、先ほど申し上げました退職年金の金額がもたらえるという格好になります。また、旧制度といつたしまして、新制度に移行しない場合、これは退職年金の額は、退職当時の給料を二万七千二百円といつたしまして、その十二倍に、百五十分の五十、それに百五十分の一かける五といふこととでございまして、十一万九千六百八十円といふこととでございまして、四十五才から五十才までは二分の一、それから五十才から五十五才までは七〇%、五十

五才からは満額がもたらえるという格好になるわけでごさいます。そのことを一覧表にいたしたものが、その下に書いてございまして表でございまして、それから、五十才の退職の場合について、同じように計算をいたしまして、四ページの下の表に全部書いてあるわけでごさいます。

さらに、いずれも計算の算出根拠をいたしましては、二十三才就職、四十才退職、俸給は二万七千二百円、五十才の場合、二十三才就職、五十才退職、俸給は三万二千円、そういう計算例によつて全部計算をしております。

それから、もう一つの表でございまして、
○矢嶋三義君 ちよつと、次の表に移る前に、今の御説明いただいた一ページの二万七千二百円という数字は、どういふふうにして拾つたの。
○説明員(松浦功君) これは、現実の人の給料を抑えたわけではございまして、保険係数によりまして給料の上昇率といふものをかけまして、一応この数字を出しました。それを例にとつて計算をいたしております。

○加瀬完君 関連して。この現実面の、実際の俸給幾らの者が、今御説明のような適用を受けていくとどうなるという数字を出しませんと、保険係数だけの数字でやつてはかちりしませんが、問題は解決にもなりません。これは簡単に出来るものですから、こつと現実面に、たとえば二十年勤めた者は、どこでもいい、地方公務員の、東京都なら東京都を押えて幾らか、教職員も、どこかの県を押えて

幾ら、あるいは雇用人なら雇用人は幾ら、それがこつと出さういふふうに出さなくちゃ、全部を含めて基礎数字だけで操作をしては、かちりしたものが出ないと思うのです。どうです、その点。
○政府委員(佐久間重君) 御指摘のとおりだと思つてます。ただいま御説明いたしました場合でも、実際の教職員の給与でございまして、三万六千四百円に上つておるわけでごさいます。

至急にその数字で作成をいたしまして御提出したいと思つてます。
○矢嶋三義君 それから、一枚目の紙の「四十五才退職の場合」と書いてある下から八行目の (1.5×2) の2はどうして出たの。(A)のところの二行目に 1.5×2 の2はどことの関係。

○説明員(松浦功君) 新法によりまして、二十年勤続の場合には、恩給ルール計算をいたしますので、十七年で20、あとの三年については 1.5×2 といふことがカッコの中に書いてございまして、勤続年数は二十三才から四十五才在職でございまして、二十二年あるわけでごさいます。あとの二年については新法の加算率の 1.5 の二年分、こつとでございまして。
○矢嶋三義君 法案も、そういうところはなかなかきつこまかに、苦勞のあつて見えます。それで、松浦課長さん、二ページの④の所で「①、②、③の場合を一覧表に示せば次のとおりである。」このように一覧表をこしらえてある。この表からどういふことが

読み取れますか。あなたなりにこの表を読み取つてごらん。
○説明員(松浦功君) この表は、一つの傾向をつかむといつたしますと、新制度に移行した場合の二十年で減額退職年金を選ばない普通のルールによつていく。すなわち、二十年の欄の不選の欄、四十五才から五十才までは五万七千円がもたらえる。ところが、現在の制度を改めなければ、一番下の欄でございまして、五万九千円もたらえる。そして五十才から五十五才までは、二十年の欄で八万七千二百九十九円もたらえるのに対して、新制度に移行しない場合は八万三千七百七十六円もたらえる。ところが、五十五才になりますと、完全に新制度に移りますので、五十五才で十二万四千六百六十四円、逆に新制度に移行しない場合には十一万九千六百八十円、新制度に移行した場合のほうに五十五才以上になりました場合には退職年金がよけいもたらえるといふことがこれでわかると同時に、逆に言いますならば、若年停止制度といふものが経過措置で認められていた限度においては、過去の勤続年数が長ければ長いほど現行制度といふものとあまり差異がないといふことが一つには読み取れると思つてます。また逆に、二十年の金額といふものを、十五年、十年といふふうな比較をしていただきますと、選択をいたさない部分が施行前の期間が短くなればなるほど減つて参りますといふことは、先にならばなるほど若年停止制度がなくなつたといふことの影響度合いがはつきり読み取れてくるわけでごさいます。

さらに申し上げますならば、新制度において減額退職年金制度をやめて若

年停止制度を設ければ、非常に職員にとつてよくなるというところは、この表からはつきり読み取れるであらう、こつとこつとに思つてます。

○矢嶋三義君 あなたの説明の中で、大部はわかつたけれども、一部ちよつとわからなかつたところがあるんですが、やめる前の勤続年数が長ければ長いほど減額年金制度の影響を受ける度合いは薄い。差が出てこない。だから、今問題になつてゐる点は、その影響性はない。このことを認めましょう。今度それを裏から見れば、勤続年数が短い人、その線をさらにさかのぼると、お若い人といふんです。勤続年数の短い人ほど現行制度との開きがおおむね大きくなる。こつとこつとが認められるのじゃないの。どうですか。

○説明員(松浦功君) その点は、御指摘のとおりでございまして、法律施行直後におやめになる方々については、影響は若干はございまして、ほとんど旧制度とのつながりにおいての損得問題はあまり起きない。これははつきり言えると思つてます。逆に、施行後期間が長かつた後においておやめになる方ほど、現行制度といふものとギャップと申しますか、そういう感じのすき間と申しますか、損得関係と申しますか、そういうものが出てくることは事実でございまして。そのかわり、もう一つ顕著な傾向といつたしまして、新法施行後の期間が長くなればなるほど、五十五才以上の退職年金は増加する。これは率がよくつてゐるから当然のこととでございまして。それからみ合せて全体を考えた場合にどうかといふ問題であらうかと考えております。

○矢嶋三義君 政務次官にひとつ伺いますが、なかなかこの法律はいろいろな面を僕は持っていると思うんですがね。ある面から見ると、こういうことが言えるんじゃないですか。従来の恩給法、あるいは制度の年金、そういうものをある国にしている場合——戦後始まったという共済組織の年金制度をしたほうが国の負担は少なくなつて恩給亡国になるおそれを防ぎ得ると、それが一つの柱だ。すなわち、国の負担を少しでも軽くしようという柱。それから、今動いている人、しかも長く勤続している人は既得権があり、そういう人の反響をあんまり受けるに困るから、そういう方々はあまり大きく損をしないように立法して頭をなでて、そして将来育つてくる公務員、これから公務員になろうというよう

○政府委員(大上司君) 本法案を御審議願うまでに、われわれもいろいろ御相談にあずかりましたが、私個人としては、この恩給法は、どこまでも国共、すなわち国家公務員共済年金制度に、地方公務員だけをいわゆる現行法でいくというところは、いろいろな面で見てもいいかどうか。その一点は、恩給それ自体よりも、いわゆる今度のこの共済組合といいますが、一つの社会の保障といえますか、こういうふうな面に移行せしめることがいいと同時に、実際面として、Aという地方公共団体とBという地方公共団体がある。そこで、それぞれの勤務場所によつて、同じ性格を持った公務員が、いろいろな面から見ても非常に不均衡が出てきやせぬかというような大局的な面から見て御審議願うほうがしかるべきである、このように私は考えております。

○矢嶋三義君 たいだいまの答弁は、いかにも政務次官らしい答弁です。そこで、公務員課長さん、あなたは担当課長で一番よく研究されておられるわけですが、今私は、この法律案に対する見方、感じを述べましたね。そう御遠慮要らないから、矢嶋の見方は当たっているなら当たっている、間違っているならどういふふうにしろという、反論するという立場であつた答弁された。

○政府委員(佐久間君) 私から御答弁申し上げます。従来の恩給制度を、新年金制度、共済制度に切りかえましたことについて、いわゆる恩給亡国のそしりを免れようとする意図があつたのではないかと、いろいろの第一点のお尋ねであつたかと思うのですが、恩給亡国という言葉の響きは別といたしまして、従来の恩給方式でやつて参りますと、だんだんと恩給の受給権者が逐増いたして参りますので、その結果地方公共団体が負担にたえ切れないうちに将来来るんじゃないやなからうか、あるいはまた、従来の恩給の納付金といふものをいつまでもそのまま据え置くわけにいかないで、それも相当引き上げていかなければこの制度がまかなえなくなつていくんじゃないやなからうか、こういうような心配もございまして、恩給方式を積立保険方式による共済方式に切りかえたといふことは、これは私はその切りかえにあつたつての

○説明員(松浦功君) 一般的に申し上げますならば、若年停止制度、あるいは従来の退職年金制度、新法においてどちらをとるべきかという議論につきましては、一定年数を生きたというこ

の恩恵を及ぼすのが至当である。したがつて、新しく公務員になろうとしたお方を除外していくという観念は毛頭持つておりません。

つ理由になつておつたことは事実であると思つてございいます。それから、第二番目の、今回の減額退職年金制度の経過措置につきましては、現在まで相当年月勤務をしておつた人たちにつきましてはその既得権を保障する、将来新しく入ってくる人たちにについては新制度でいってもらうんだというふうな考え方で立案をいたしましたことも、これも事実でござい

○矢嶋三義君 あなたの答弁わかりました。そこで、この資料でも一つ具体的に伺いますが、公務員課長の答弁でい

○矢嶋三義君 あなたの答弁わかりました。そこで、この資料でも一つ具体的に伺いますが、公務員課長の答弁でい

○矢嶋三義君 これはいいでしょう。

○矢嶋三義君 これはいいでしょう。

○矢嶋三義君 これはいいでしょう。

○矢嶋三義君 これはいいでしょう。

○矢嶋三義君 これはいいでしょう。

○矢嶋三義君 これはいいでしょう。

それでは、山本さん要求の關係大臣が出席されるまでに、この四月十七日付の全勤続期間三十五年の場合の新旧制度における退職年金の額の比較表、この資料を簡単に御説明願います。

○説明員(松浦功君) 御説明申し上げます前に、ただいま発言の中で、減額退職年金を選択しております、その額の半分と申し上げたのでございますが、これは考え違ひでございまして、その場合ももとの制度に戻った半額は保障される仕組みになっております。ですから、早くなくなつた場合には、減額退職年金の半分ではなくて、本来の退職年金の半分だけは保障される仕組みになっておることを訂正させていただきます。

お手元に御配付申し上げております全勤続期間三十五年の場合の新旧制度における退職年金の額の比較表でございます。この点について、またおしかりを受けると思いますが、算出基礎といたしまして、在職三十五年は三万四千円と、低くなつておりますので、先ほど局長から御答弁申し上げましたように、この表についても、現実には給与表をたどつていったらどうなるかという給与月額に置き直しまして、もう一度計算をいたしました上で御提出を申し上げたいと思ひます。三十五年三万四千円という前提で計算しておりますことを、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

京都市の場合では、施行前の在職期間が八年の場合には、新法によります退職年金の額は、吏員の場合は二十九万四千五百六十円、それから十五年で二十八万五千八百八十円、二十年で二十六万六千四百四十円、二十五年で二十

八万六千八百九十円ということになります。それに対して、現行制度におきまして、そのまま現行制度が存続したと仮定しまして、三十五年でやめた場合には二十三万八千円でございます。新法によりますほうは、それだけ増加になります。そのほかの退職手当の額は、現行制度——京都市で現在とつております条例によりますれば、七十一万四千円支給になります。それが、新制度になりました場合には、国家公務員退職手当法に準じるところになりますので、準じた場合の算定をいたしますと、百六十三万六千二百五十円ということに、大幅な増額になります。

それから雇用人の場合には、八年で二十四万九千二百五十六円、十五年で二十五万七千四百八十円、二十五年で二十六万一千九百七円、それぞれその第一欄に新法によります退職年金の額が出ております。それから、現行制度がそのまま存続して施行されておつたということを前提にしました場合には、二十一万七千六百円でございます。それだけ増加をしていることがわかるのであります。退職手当の額は、雇用人の場合も吏員の場合と京都市では同じでございます。七十一万四千円の現行額に対して、新制度で百六十三万六千二百五十円ということになります。

東京都でございますが、東京都の場合には、東京市から引き継いだ吏員につきましては、別の特殊な条例がございまして、この条例の適用を受ける者は、少なくとも施行日前の在職期間が二十年になりますので、五年、十年、十五年の方は現実にございせんので、一

応その欄は空欄にいたしました。二十年退職で新制度で二十七万三千二百四十円、二十五年で二十九万四千三百六十円、現行制度では三十三万六千六百円でございます。現行制度のほうは、よいけれども結果になっております。これにつきましては、この差額の分については、法律の附則に特別規定を設けて、地方団体がこの差額の範囲内においての金額を条例で支給することができるといふ規定を設けて、損になりません分の補てんを考へてゐるわけでございます。

それから、退職手当につきましては、東京市から引き継いだ吏員につきましては、現行制度が百二十四万一千円、それが新制度になりますと百六十三万六千二百五十円ということになります。

それから、府から引き継いだ吏員は、これは都道府県の職員の場合と同じでございます。五年で二十四万九千六百六十円、それから十年で二十四万九千三百二十円、二十五年までそれぞれ第一表に掲げてございます。現行制度によりますと、十八万四千九百六十円でございます。それぞれ増加をしておることがわかります。退職手当は、百二十四万一千円の現在の条例によります退職手当に對しまして、国家公務員どおりの退職手当条例が作られます場合には、百六十三万六千二百五十円というふうに増額をいたします。

東京都の雇用人につきましても、同じように、五年から二十五年までそれぞれの金額を出してございます。現行制度では二十四万四千円でございます。退職手当は、百二十四万一千円が百六

十三万六千二百五十円ということに相なります。

道府県につきましては、これは五年から二十五年までそれぞれ掲げてございますが、これは東京都の吏員の場合と計数は同じでございます。ただ退職手当は、都の条例のほうによろしゅうございまして、現在の道府県でやつておりますルールによりますと七十八万二千円に對しまして、百六十三万六千二百五十円と、大幅に増加をすることになります。道府県の雇用人につきましては、東京都の雇用人と全く同じでございます。この表からは省略をいたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 それで、提出していただいたこの第一表からは、どういふことが読み取れるわけですか、あなたの立場から言へば。

○説明員(松浦功君) 京都、あるいは東京都の府から受け継いだ吏員、雇用人、道府県等につきまして、いわゆる一般的に申しまして、退職年金の給付内容というものは、現行制度より新法のほうが上がつて参りますということが、この表によつてわかつていただけたと思ひます。と同時に、退職手当を国の制度に準じて作らなければならぬという趣旨の規定が実行されることによりまして、退職手当が相当大幅に上がつていくということをお読み取りいただけたと思ひます。

なお、東京都の市から引き継いだ吏員の場合のように、ごく特殊なものにあつては、現在の制度より悪くなるものがあるわけでございます。こういう措置を認めることとしたしまして、損失をこうむらないように努めるという

考え方をとることとしたしておるわけでございます。そういう関係が読み取れるかと思ひます。

○矢嶋三義君 今のあなたの発言の中に、条件が一つくつつかつたのだ。僕はこういふふうに言つたのじゃないかと思ひますがね。掛金が現行よりおひね二倍強です。まあ中には、千分のゼロなんというところだつたらば、また無限大になるわけだらうけれども、要するにおおひね二倍程度になる条件があり、勤続期間が三十五年というより勤続期間を保持して、すなわち、早くやめて減額年金制度の適用など受けることなく、その三十年間という期間を勤めれば、掛金が約二倍強になつてゐる代償として、年金も、退職手当も、この表のようによくなりますと、こういう説明になるわけですね、どうですか。

○説明員(松浦功君) 三十五年も勤めればということとは、必ずしも前提として申し上げる必要はないかと思ひます。と申しますのは、比較的短く二十五年というより勤続年限で御退職をなさつた人々につきましても、退職手当はやはり、率の差はございまいし、相当上がります。また、現実に退職年金の額も相当上がつて参るようになつて参ります。ただ、先生からの御要求が三十五年という御要求でございましたので、この表を出したわけでございます。二十五年でございまいしと、相当程度に増額になるといふことは否定できない事実でございます。

○矢嶋三義君 続いて、次の資料を大ざっぱに説明して下さい。

○説明員(松浦功君) 算出基礎といたしましては、先ほど申し上げましたように、在職三十五年で月額三万四千円。新法による給料年額が退職前の三カ年の平均でございますので、三十九万八千四百円——三万四千円の十二倍より若干低いところに押えて計算いたしております。それぞれ計算の条件といたしまして、京都市の年金条例は、最短期金は吏員については十年、基本率が百五十分の五十、加算率が百分の一、雇用人は、最短期金が十七年、基本率が四カ月分、それから加算率が四分日分、それぞれ東京都、道府県について書いてございますような基本のルールをもつて計算をいたしております。それから、各団体の退職手当の条例に定められております制度は、その下に書いてございまして、割合で計算されておりますので、ここに算出資料として掲げてございます。

その次のページ以下に、個々の分についての算定例を掲げておるわけでございます。たとえば京都市の場合には、施行前の期間が八年のときは、過去の期間については四十万八千円——三万四千円の十二倍かける百五十分の五十、これが十年分でございます。これに十分の一となつておりますが、百分の一の誤りでございまして、百分の一かける八でございまして、失礼いたしました。年金年限が十年でございまして、百五十分の五十を十で割りましたものに八をかけておるわけでございまして、これでよろしいわけでございまして、そういう計算をいたしまして、さらに新法施行後の期間が今度は二十七年——三十五年から八年を引きました二十七年あるわけでございまして、その基礎俸給は三十九万八千四百円、基礎年額でございます。それから、百分の二、二十年までは基本率で参りますから、二十年から八年を引きました十二年分は百分の二、残りの十五年分は百分の一・五、それをかけましたものを両方加える、両者の和を求めたものが二十九万四千五百六十六円、こゝろ計算を、以下において全部繰り返してあるわけでございまして。

○矢嶋三義君 わかりました。

○加瀬完君 私も資料の御説明をいたしたいのですが、文部省の長期給付所要財源率計算の基礎資料、これを御配付になりましたね。その動態調査集計表、赤い紙の次に第一表、第二表、第三表とありますね。これをちよつと説明してくれませんか。

○説明員(清水成之君) 前々回、加瀬先生、山本先生から御要求のございました資料、おくれておりましたが、きょう提出させていただきます。次第であります。お許しをいただきたいと思ひます。動態調査に基づきます専門的な関係でございますが、私不勉強でございますので、保険数理担当官から説明をさせていただきます。

○説明員(進藤聖太郎君) この表は、都道府県別の在職期間別の現在人員でございます。調査の基礎になりましたデータは、組合員の十分の一の抽出調査でございます。この総数が七万六千九百九十九名とになっております。区分と縦のほうにございまして、北海道から鹿児島までの都道府県別でございまして、それから横の区分になっておりますのが、一番最初は全員の合計でございます。それから〇となつてお

りますのが在職年数がゼロ年から一年未満、1となつておりますのが一年以上二年未満というふうなふうに、以下四十九年まで在職期間につきまして調査したものでございます。

○加瀬完君 十分の一といふと、この残存表に合わせるとういうことになりませんか。

○説明員(進藤聖太郎君) 脱退残存表は、最初に十万人が採用された、それが年を追つてどの程度やめていき、どの程度残るかという表でございますので、ここにございまして在職期間別の員数そのものと脱退残存表の残存人員とは、なかなか簡単には対応関係には参らないわけでございまして。

○加瀬完君 しかし、脱退残存表とこの対応関係を求めなければ、残存表が正しいのか、あるいはその実際の今の動態調査が正しいのかかわらない。ですから、もう少しこれを関係づけて説明してくれませんか。たとえば動態調査によりまして、五十才の年齢の場合には六百九十五人、実残存者がこの表によるとあるわけですね。十分の一だといふと、この計算をし直さなければならぬ。脱退残存表によると、千四百七十七人と出ています。どういふ関係がありますか。

○説明員(進藤聖太郎君) 六ページと二十九ページの関係になるのでございまして、六ページの三十五年度脱退率計算表というのがございます。その三十五年十二月三十一日現在の組合員数というのがございます。これのたとえば、先ほどの五十年でございまして、三十八年でございまして……。

○加瀬完君 三十八年ですね。

○説明員(進藤聖太郎君) たとえば三十八で九百七十名になっているわけでございます。現在者数が、それから二十九ページ——三十八ですと三十二ページでございますが、三十八は計のところで九百七十名になっているわけでございます。九百七十名でございますが、十分の一抽出でございますから、一けた上げて九百七十名というところになつておるわけでございます。もとの六ページに参つていただいて、在職三十八年の九百七十名でございますが、そのうち脱退者が二百三十五名、これはまた別の脱退者の調査で出て参つた数字でございます。脱退者につきましては、全数調査をしてございまして、これとの割合がいろいろ数学的操作を加えて、最後にございまして⑨の脱退率でございますが、〇・二四六八八、二割四分六厘八毛、二割四分程度が脱退しているというふうな、こゝろいふ関係になっているのでござい

と申しませんが、昭和三十五年十二月三十一日現在で組合員である者の数でございます。絶対数でございます。

○加瀬完君 もう一回今のところ説明して下さい。

○説明員(進藤聖太郎君) 九百七十名と申しますのは、三十五年十二月三十一日現在におきます公立学校共済組合の現在人員でございます。もちろん十分の一の抽出をやっておりますから、その十倍という数でございます。

○加瀬完君 そうすると、その動態調査集計表の計とはどういふ関係を持つわけですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 何ページでございましょうか、動態集計表の。

○加瀬完君 第一表。

○説明員(進藤聖太郎君) 六ページの脱退率の二四六八八でございます。これらの数字が……。

○加瀬完君 違いますよ。その六ページと二十九ページ以後の第一表がございまして、それとはどういふ関係があるのだ。

○説明員(進藤聖太郎君) これは先ほど御説明しましたように、こゝで関係のありますのは、六ページの現在組合員数九百七十というのと、三十二ページの九十七という数字が二つ関係あるだけで、二つと申しますか、その三十八年の時点ではこの二つが関係あるといふことでございます。以下の脱退率そのものは、この現在員数からは出て参らぬわけでございまして。

○加瀬完君 ですから、脱退率の表と、この都道府県の動態調査の集計表と、実際はある程度見合なければならぬわけでしょう。

○説明員(進藤聖太郎君) 最初におきまして採用人員が一定数である——たとえはこれは三十八年前の新規に採用になった新しい師範学校の卒業生でございますが、この採用者が毎年同じであるという仮定であると、この数と残存者数というものは見合うわけでございます。

○加瀬完君 十万ですからね。大体四分の一、二千五百人見当とみればいいでしょう、概算は。ですから、四分の一で割り出しても実人員の残存者数というものと合わせると相当開きがありますね。これは開きがあるということでは認めますか。

○説明員(進藤聖太郎君) かりに四分の一という数字が正しいかどうか……四分の一という二万五千人の採用ということになるわけでございますか。

○加瀬完君 四十分の一です。二千五百人。

○説明員(進藤聖太郎君) そうしますと、この一ページの脱退残存表の残存人員が三十八年二万五千七百九という数字も四十分の一になるわけでございます。四十分の一が八千でございますから、四十分の一は八百という程度になるわけでございます。そうすると現在は九百七十名、まあこの四十分の一の仮定が正しいかどうかわかりませんが、そういうふうにお考えいだいたかと思っております。

○加瀬完君 その九百七十名というのがおかしい。あなたのほうで昭和三十三年に小学校における都道府県別、年令別退職本務教員数、同じく中学校のも出してありますね。この表を見ると、五十六才以上の女子の退職者などというのはほとんどありません。な

いというのは、ずっと引き続いて勤務しているのではなくて、退職させようというの年令の人がいないというところで、それからあなたのほうで先ほどお示しになったカーブでも、四十五才から五十才というところは、女の先生は非常に大きなカーブでおやめになっているのです。男もやはりたいていの三十三歳の調査を見ても相当やめていますね。一例を申し上げますと、五十六才以上の年令で、昭和三十三年度には、全然女子では退職者がありませんが、中学校では三十三、小学校で二十八もありました。それほど高年令の人はいないわけですね、現実には。ところが、この残存表や、それから実人員調査というあなたの方の出したものをみると九百七十名もおる。どうも私はその数字がびたっとこない。けれども、これはいずれも間違いないというところになりますか、お宅のほうは。

○説明員(進藤聖太郎君) この表の十四ページを見ていただきたいのでございますが、ここには三十五年度の女子の残存人員が書いてございます。御指摘の三十八年の場合には、四十人しかございません。それからこの調査には大学、それから幼稚園、高等学校、もちろんでございますが、それから雇用人クラスが入っております。

○加瀬完君 そんな調査をするからだめなんです。一方の調査では小中学校しか出してない。雇用人まで入れて、大学まで、大学は六十くらいいますよ。それで若年停止の問題を議論しようとしたって、その表にはございせんよ、資料には。小中学校だけ出してもらいたい義務制の学校だけ。問題は義務制の学校なんです、若年停止でやめ

させられておりますのは。雇用人まで入れてあるということでもわかりました。組合員の調査ですからさうかもしれませんけれども、実際の問題点の解明にはこの資料では不足です。課長、小中学校に限って出したいだけですか。昭和三十三年の古いのもつけようです。

○説明員(清水成之君) ただいまの資料は提出いたしますが、現在持っております昭和三十三年の指定統計によりまして、ちよっと年令別に申し上げます。小学校で四十才以上が二万五千六百五十六人、それから中学校で六千八百九十七名、これは女子教員のみでございます。このうち六十才以上が小学校で四十名、中学校で十四名、こういうような数字が載っておりますので、あらためて提出させていただきます。

○加瀬完君 自治省で昭和三十一年度の定年制の論議のときに出した資料、その中には教職員も含まれている。そのときの表と今度お出しになった表とはまるきり違ひます。残存率なんかだつて問題にならない。ですから、そのとき出された表は、文部省からおそらく提出されたものでしょうから、三十一年のあなたの方のお出しになった表と今度お出しになった表とを比べ合せて、その間のいろいろのギャップが御説明できるように、もう一回前に出した表を研究し直して下さい。そのときに質問します。

○説明員(清水成之君) ただいまの御要求でございますが、きょう実は別冊の公立学校教職員の年令別、勤務年数別構成で、三十年に自治省でお出しになりました資料、それに基づきますカーブ、それから三十五年度の動態資

料を一応出してありますので、もし次回、そういうことがございますればお出しいたします。

○山本伊三郎君 自治大臣はちよっと感違いして来られぬらしいのですが、文部大臣もやがて来るということですが、それまでちよっと自治省にひとつ聞いておきたい。

これは十日の日の本委員会が私に予定利率が五分五厘から六分に動いたときには、その財源率が一・〇八、これだけ動く、こう言ったら、そうではないのだ、私のほうの計算では一・八五しか動かない、こういう答弁があったと思うのですが、その通りですか。これは公務員課長が答弁されたと思ひます。

○説明員(松浦功君) 予定利率を五分五厘から六分に置き直した場合に、財源率にどういふ影響が出てくるかということにつきましては、一・八九下がるといふことをこの前申し上げました。

○山本伊三郎君 これは計算されたと思うのですが、この予定利率が動いた場合には、これは支給現価には影響なしにそのままずっと減ってくると思うのです。したがって、国家公務員の場合に、実はいろいろと計算をしまして出したやつがよりよく見つかつたのですが、これは、これをいろいろ調べましたが、どうもふに落ちぬのですが、それではその計算の基礎、計算基礎表の第一のランクにプラス二分の一のこのランクの計数がどう動いておるか、これをひとつ知らして下さい。

○説明員(堀込惣次郎君) 予定税率を六分にした場合の計算は、ごく概算でございますまして、この前も申し上げたと

思いますけれども、こまかい計算をやつてはございませんので、少し時間をおかし願えれば計算いたしますけれども、いかがでしょうか。

○山本伊三郎君 これはけしからぬじゃないですか。この前は矢嶋委員の質問の際に、先ほど山本委員が一・〇八五と言われたけれども、私のほうでは一・八五しか計算に合はぬと言つてゐる。何の根拠でそんなことを言つたのですか。僕は朝三時まで二回やつたんですよ。家族までたたき起こして計算したのであります。これは計算はなかなかできないのです。何の根拠でそう言つたのでしょうか、一・八五だと。

ずいぶん苦労してやつたけれども合わない。どういふ計算の基礎でやつたかといふらば、概算だ、そんな概算でつてすぐ方程式を書いて下さい。どんなものができるのですか。ずいぶんこれはかかりますよ、時間は。これは技術屋の人はわかる。公務員課長、答弁したのは何の根拠で答弁したのですか。

○説明員(松浦功君) 予定利率五分五厘を六分に置き直した場合の計算を、どの程度の結論が出てくるかということと堀込担当官に計算をさせました。ちよっと私の説明がうっかりしてありますが、申しわけなかつたのでございますが、掛金が四五と五五の割合にいたしますと、掛金率が一・〇四〇、すなわち千分の四〇、負担金率が千分の四九、それを両方合せて千分の八十九と申し上げておたつたわけでござい

ます。したがって、ひとつ私、算式をど忘れしておりますので、千分の十減るというふうに訂正させていただきますと思ひます。これは全くの勘違いで、申しわけないと存じます。

○山本伊三郎君 あなたは勘違いかも知れないが、こちらは大きい迷惑ですよ。こういうものを、僕は予定利率が五厘多ければどうなるかということ、これは若年停止期限を見るためにずいぶん苦労している計算したのです。なかなかできないので、二年半ほど前やったことがあるというのでずいぶん探していろいろ計算をした。これは堀込さんはよく御存じだと思ひます。これは一日十二時間ぶつ通してもできませんよ、この計算は。全部裏わつてくるのです。それを簡単に○・八五、今度はそれを一〇と訂正される。一〇じゃないでしよ、それも概算ですか。

○説明員(松浦功君) 概算でございます。

○山本伊三郎君 そうでしよ。だから、それならそれで、こちらは一つの資料を持って質問しておるのだから、こんなものが概算で出る方程式があるならひとつ出して下さい。そんな便利なものがあるなら、そういうものでやりましますよ。あなたの言われるのは根拠があるのだからと思つて、私は委員会に質問する場合には、その根拠のないものを言つたらいかぬと思つて、私はどうも一割以上あつたと思ひ、○・八五だと云うので、自分の思い違ひだろうと思つてずいぶん調べたのです。それでもどうしても僕のほうに正しいと思つてゐるのです。それで参考までに、あなたはこういう数字かといつて聞いたら、そういうものをやつてない、概算だと……。そんなものは概算で出ませんよ。堀込さん、これは概算で出ますか。

○説明員(堀込惣次郎君) 概算と申しましたのは、実は新法の基礎で計算したものがございせんために、恩給組合でかつて利率を変動した場合の計算をいろいろやつてみた資料はございませう。その割合で要するに概算をされたわけでございますから、先生の言われますように、実際の計算には相当時間がかかりましたので、ちよつと間に合ひかねましたので、その例等を使ひまして計算したわけでございます。

○山本伊三郎君 これから答弁をされる場合にも、こちらはきつめて真剣な思ひ、こつちから答弁をして下さいね。あなたのほうはスタッフがたぐさんおられるのですから、こちらは一人でやるのだから太刀打ちできませんよ。それをわれわれは目を充血して夜通しへたなぞろばんをはじいて、家族まで動員してやつても、どうしても合わないから、やはり自分の計算が間違ひだろうと思つてきよ質問した。そんな恩給のときのものでは合ひませんよ、内容が違ひから。それは将来戒めておきますよ。

○山本伊三郎君 さて、ひとつもう一べん聞きますが、これは専門家の堀込さんに聞きますが、この俸給指数ですね、これが現実よりもだいぶ上昇カーブが違つておるのです。この場合に、大体何といひますか、算術計算的に八〇、六〇とずつとふえていつておられます。これはどういふところでとらえたのですか。公務員の昇給とかベース・アップとか、そういうものを見てとらえたのですか。この俸給指数のいわゆるbで、すね、これはどういふ方法で出されたのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 俸給指数は、実態調査によりまして在職年数別の平均等級を出しまして、それをその後給与改定がございまして、各在職年数別の給与改定の率で一応換算をいたしまして、さうして三十五年の四月現在でございまして、その在職年数別の平均給与を出しまして、それを初年度の加入当時の給料で割つて一応実績の給与指数を出しました。それを、これは折換、折れ曲がつた線になつております。補正をカーブ、要するに曲線でなしに折れ曲つた線として出しております。

○山本伊三郎君 現実に見ると零年を一〇〇として二十年で二六〇、実際から見るとだいぶ低く思ひます。それがね、実際の、かりに初任給一万円で二十二年で入つて二十年たつて二万六千円というのにはちよつと低く思ひます。これはどうですか。

○説明員(堀込惣次郎君) これは、たとへば初任給一万円に入つた者が二十年たつて幾らということになるわけでございますけれども、実際に出ております在職年数別の統計は、ある時点における在職年数別の統計でございますから、現在二十年たつた者の平均俸給といふのは、二十年前に新採用になつた者が生きてゐるわけでありませう。したがひまして、こまかく言ひますと、現在統計での在職年数の零年のところと二十年のところの比較が、現実には昇給指数とは若干違ひのじやないか。また在職年数の二十年のところ、今例が出ましたけれども、二十年のところは、その前にやめた者が、平均に比較しまして高い者がやめておるか低い者がやめておるかによりまして、実際の

昇給率とは違つた結果が出るはずでございます。さういふ問題がございませうので、在職年数別の統計とは若干食い違つておりますが、予定として、完全なるべき指数を表わす実績は、現状では資料がむずかしいわけでございます。一応現在の統計を基礎にして見積もつたわけでありませう。

○山本伊三郎君 これは大体国家公務員の場合、国鉄等三公社の場合も同じ方法で補正されてやつてゐるのです。が、国家公務員の場合は若干違ひの、これはいいとして、やはり保険数理そのものがどこの程度に安全率を見なくちやいかぬように思ひます。それで実際からいくと、二十二才の者が一万円で十万人入る。それからずつと移行するやつの統計を主としたのでしよ、実際問題からいふと。さういふはまあいいのです。その場合に、この上昇カーブが上がるという差が大きくなれば、あの計算式からいくと上のほうはb三年平均ですね、下のほうはbパーですね、その場合には、分母のほうが大きくなります。bのほうは指数は大きいですね、比較してみます。三年平均とそれからbパー、大体その近所、二年平均と見ると、bパーのほうが大でしよ。ずつとあなたのほうを計算してみるとさうなると思ひます。で、専門家としてどうですか、これ見て、表にありません。比較されるとわかりませう、どうですか。二欄とそれから四欄を比較したらさうわかりませう。二十年のところをとるとbパーは二六三ですね、それからbと言つておきましょ、三年平均は二五二ですね。だから、三年平均のほうが全部

低いわけですね。それを総計すると、総額も低くなるということになりますね。これはどうですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 右の点が二十年のところと二・六でございます。

○山本伊三郎君 二・六。

○説明員(堀込惣次郎君) それからbの三年平均のほうは一・五二になつてゐます。

○山本伊三郎君 低いでしよ。

○説明員(堀込惣次郎君) 過去三年平均ですから、最終俸給では低い、上がりカーブのときは低いわけですね。

○山本伊三郎君 それだけ聞いたらいい。だから、各欄の数がbパーよりも(3)bのほうは低いとなると、このシグマ全部トータルしたやつは低くなるということは、これは算術計算でできますね、それでいいですね。

○説明員(堀込惣次郎君) はい。

○山本伊三郎君 その場合に、あなたの考え方を聞きたいのですが、あの方程式から見ると、分子のほうは全部(3)bですね、下のほうはbパーですから、下のほうの数字のほうは大きいということになりますね、さうならぬですか。

○説明員(堀込惣次郎君) bだけの比較です。

○山本伊三郎君 bだけでいいです。

○説明員(堀込惣次郎君) 上がりカーブですと、必ずbのほうは三年平均よりは高いわけですね。

○山本伊三郎君 高いですね。

○説明員(堀込惣次郎君) ただ、あそこにかかるとbのほうは……。

○山本伊三郎君 それはいいです。

○説明員(堀込惣次郎君) その影響があります。

○山本伊三郎君 だから、そのほかのものが同じ条件であれば、かけるやつが同じ条件であれば、あのbとaが動けば下のほうの分母が多くなるということは、これは小学校三年のかけ算でわかりますね、そういうことですね。そうすると、この係給指数が、上昇率が、カーブがこれより以上に上がってくれば、それにしたがって分母のほうが大きくなるということも言えますね、差額が大きくなるのだから、計算式。

○説明員(堀込惣次郎君) くだいようですけれども、bにかかるの1はうでございませう。そのほうの影響を無視すれば、bだけの比較ですと、おっしゃるのとおり。

○山本伊三郎君 僕は、bは別ですよ、別にして、そうですね。

○説明員(堀込惣次郎君) そうです。○山本伊三郎君 そうすると、bは一応固定してあるものと私は見ている。bは、残存数は、この表でいって、この係給指数だけがこれよりも上昇率が高くなれば、結局あの財源率は、言い換えば、分母が大きくなるのだから、あの財源率は、分子のほうがちつちやくなるのだから財源率は小になるということが言えますけれども、ほかの条件が一緒であればその点どうですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 今、先生の言われますのは、bのカーブを高くすれば、下のほうの影響が大きいから結果的には少なくなる、こういう御質問でございませう。これはbのカーブが高ければ、それに応じて分子のほうの三年平均も高くなります。ですから、そのかかる相手方の分布によって結果は違ってくると思います。二、三の例を出して計算してみればはつきりすると思いますが、ただ、かかるほうの因子がございませうので、昇給カーブが多ければ、そのまま結果的に比例的に低くなるか、高くなるかというところにはちよつとならないんじゃないかと思ひます。

○山本伊三郎君 あなたは試算しましたか。

○説明員(堀込惣次郎君) 給与指数を変えた場合の計算はいたしてございせんです。

○山本伊三郎君 分母と分子との間ではかのbなり、そういうところにはbのいわれる係給指数の因子の要因が入っているという、因子の入っているところはほかにはないのですよ。あなたが言われるのは、ほかのほうの数が変わればということだと思ひます。僕が言っているやつは、ほかの条件が全部一緒であれば、あれは全部かけ算ですから、だから、そういうことになるのじゃないですか。ほかの要素が全部一緒であつて、下のほうが大きくなれば……。

○説明員(堀込惣次郎君) bのパーと、ほかの因子を除きまして、これとこれの問題でございませうけれども、これをもつとそれよりも高いものにした場合には、これも、やはりこれのようになった影響に応じて、このほうが高くなるわけにございませう。

○山本伊三郎君 いや、それはわかる。○説明員(堀込惣次郎君) この分子と分子の比較がこうなるわけです。その

結果がどうなるかは、これにかかる、それぞれかかるウェイトの分布によって違った結果にはならないかという気がいたします。

○山本伊三郎君 あなた一べんやってみなさい。たとえば、係給指数を、簡単にいって十五、二十、二十五、三十と、こり動くように置いて、下のほうが十、二十、三十、四十という場合に係給指数がふえていくように動いた場合に、過去三年とパーと差引すると、結局、下のほうの動く数のほうが、比率は一緒ですよ、だが、額は大きくなるでしょう。一べんこれはあなた研究して下さい。

○説明員(堀込惣次郎君) 検討してみます。

○委員長(小林武治君) 文部大臣が来ました。

○山本伊三郎君 文部大臣、どうもこまかいことを言っておりましたが、あなたに質問というものはあまりないのですが、よく御存じであれば、したいのですが、どうもそうでないし、無理なことを言ってもいかぬと思ひますが、実は聞いておきたいのですが、この制度に変わるについては、いろいろ実問題があるのですが、それで、現在文部省が出されておるデータを見ましても、新たにきよ出してもらったやつを見ると、相当掛金の率、負担の率も変わるような要素が出てきておると思ひます。したがって、こういう統計によつて、いろいろと数字の動くものですから、あれわれとしては、やはりもう一回ひとつ十分自治省なり文部省でその内容を検討してもらいたいというきわめて強い希望があるのです、私のほうに、いろいろ質問しておりますが、答弁のできるところはあり

ますが、なかなか答弁のできないという点もあるでしょう。これは保険数理ですから非常にむずかしい問題があると思ひます。したがって、そうあつてこのまま押し通してあとからたいていへんなことになったということでは困るということも、朝からずっとここで討論しておつたのです。少々データが狂つておつても、これはもうどうしても通してしまふのだ、こういう國務大臣としての考え方でしょうか。これは自治大臣が来ないから、あなたから國務大臣として聞くのですが……。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お尋ねの点は、具体的にちよつとわかりませんが、まあ大体、いわば日本としては有史以来初めての制度に移行するわけだと思ひますが、したがって、かりに私の常識をもつてしましても、運用の予定利率にしたつて、これは一般経済界の情勢の変動によつて変わり得る要素だと思ひます。適切な要素の一つであると思ひます。したがつて、一たんきまつた以上は、もう絶対にぎりぎり粘着動かさないのだという性質のものではない、本来の要素があると思ひます。したがつて、そのほかにも例示する能力はございませうけれども、おそろくいろいろなおことがあり得ると思ひます。しかし、まず今私ども念頭にありますことは、せつかく御審議願つておるわけですから、通していただいて、実施段階に入りたい、その気持で一ぱいございませう。さりとて、一たん通つた以上は、こつちのものだからもう絶対変えない、こういう考え方でもよく性質のものではない、良心的に、合理的に、これまた高等数学まで出てきますからよけいわかりにくくなりますが、合理的な検討を

加へまして、必要があるならば、改善するのによぶさかであつてはいくまい、そういう問題かと心得ておる次第であります。

○山本伊三郎君 問題は国家公務員共済組合のときもあつたのですが、法律上から見ると、掛け金とか負担金というの、法律制定事項ではない、これは適時そういう事情に応じて変えたいということですが、しかし、一度きまつてしまへば、そう簡単に動かせるものではないのです。それで、いまひとつ問題点は、これは出てきたというよりは、私は想像しておつたのです、なるほどあなたの方の文部省の係の人は、非常に苦勞をして徹夜までしてこの資料を作つてもらつたのです、三十三年から三十五年というきわめて近い間の統計数字が出てきたのです。一般の府県の職員も、市町村もおそろくそうだと思ひますが、非常に脱退残存表なんか変わる気配がある。あなたの出された資料を私ちよつとまじ計算しておりましたが、非常に財源率は動いてくると思ひます。そうして掛金率は、組合員は百分の四・四に押えておる。地方公共団体はそれ以外持たなければならぬので、現在でも公立学校共済組合については、地方公共団体では百分の五・六を持つことになつておる。それが七になるやうになるやう、あまり高くなると、今度は組合員の場合、百分の四・四を上げなければならぬ結果になるかもしれない。と申しますのは、法律では、その負担割合は、本人が百分の四十五、それから地方公共団体が百分の五十五ですから、その比率で割れば、法律の建前からいへば、組合員もそれを負担しなけ

問に的確にお答えできませんけれども、今までもたしか二回提案しようとしてできなかったことを思い起こします。今度もし衆参両院を通じてできないとしますと、提案する段階までに相当の現実のむずかしさがあることを、私はおそれ過ぎるのかもしれませんが、そのことが念頭にありますものなので、さっきのように申し上げました。

今のお話の点について、どういうふうにお答えしていいか、的確には申し上げかねますけれども、かりに省令で変更し得ることがございましたも、理論

と、こういう考え方でおるかかります。ええ、これは文部省管轄でないですか。地方職員共済の財源率は〇・九九四七、それを、負担割合を百分の四十五と百分の五十五に割って、百分の四四・四は本人、地方公共団体百分の五・五と、こうしているのですが、この点についても若干問題があると思うのです。端数はどこで持つのかということ、これはおそらく公務上の問題があるから地方公共団体が持つのだと、こういう考え方でおるかかります。

考え直して出直すか、あるいはそうでなければ、本院である程度の修正を認めてやってもらえるか、こういうこと以外にないと思うのです。その点、どうですか。これは数字の問題です。それから、妥協がないですよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ具体的にはお答えする能力がございません。ただ、さつき申し上げたことを繰り返すほかにございせんが、できれば、ひとつこのまま通していただいで、その上で、具体的な実績に基づいて、なお必要なら改正をするということ

律の条文を見ると、なるほど条文は整えてありますけれども、その基礎となるところについて、私はやはり数字的に弱さがあると思うわけです。大臣は、まあ私はわからぬと言わすか、私は、私は、そんなこまかい数字を上げて言いませんが、ここであいいう計算式を書かれて、朝からここでごんばつておるのですが、やはりそこにいゝろいろの問題点があるのです。だから、野党といえども、われわれといえども、何もこの法律は全面的にだめだと言つておらないのです。われわれが

の点、これは人情論ですから、計數の問題ではないと思ふのですが、この必要はないと私は思うのですが、これに對しては如何ですか。又、地方制度調査会で一般抽象的な制度論としては、賛成をいたしました。それで意地になつてゐるわけじゃありませんけれども、少なくともいいことであることには間違いない。組合員にとつては、地方公務員にとりま

われるんですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は、この前の委員会でもお答え申し上げましたが、詳しいことはわからぬなりに、地方制度調査会で一般抽象的な制度論としては、賛成をいたしました。それで意地になつてゐるわけじゃありませんけれども、少なくともいいことであることには間違いない。組合員にとつては、地方公務員にとりま

ては、今までの制度よりも実質的にはよくなる、少なくともずっとよくなる可能性を持つている。御指摘のように、むずかしい数字的な点について、ある程度の今後に検討を要する問題がありましようとも、スタートをすることがいいことじゃないものでもないわけでございますし、また、御指摘のとおり、一世紀になんたにする恩給制度を切りかえるという、いいことなるがゆえに切りかえようとしている、このスタートを切ることがこの際なすべきことであつて、スタートをした後に、これこそ前向きに、よりよく改善していくことが、現実問題として私はとるべき態度じゃないかと、こう思うわけでございます。

○山本伊三郎君 まあ文部大臣は、わしはしろうとだと言われますが、これはこういふ考えを起こしたというの、何れも組合員がこうしてこれという陳情からなつたものではないのです。恩給制度は、今後あれを引き継いでいくと、いわゆる昔は文官恩給——今は軍人恩給が残つておりますが、年々恩給費が果増していく、これは新しい憲法下における公務員としては、やはり国民の手前、そういうことでもいかぬじゃないかという思想から、国費の節減ということも考えられて着想されたのがこれなんです。人事院は、御存じだと思ひますが、急にそういうことをやると、月の掛金が倍以上にふえるということは相当問題であるから、やはり国家公務員法や地方公務員法の精神に従つて、まあやるにしたら、掛金は漸増的にやつていったらいいじゃないかということで負担を、人事院の

勧告は二・五%にした、そういう勧告をしたやつを、政府は押し切つてこれを出してきただけです。なるほど長年勤続者に対してはこれは有利になるような、最高限度を上げております。現在の恩給制度では、四十年たつて百分の四十九くらいまでいくかどうかかわらないくらいですが、この制度でいくと、四十年で百分の七十までいくことになる。長年勤続者には有利にしているけれども、それと同時に、掛金が倍以上上がるのですから、そういうところから保険数理で出しているのですから、もう国のほうは地方交付税云々と言われますけれども、一銭も出さぬ。地方公務員の場合は、自分で地方公共団体の負担金と本人の掛金でやつていくということですね、何もみんなが喜んで歓迎してやつたのではなくして、やはり国のほうの施策によつて必要だということをやられたのですから、その点の認識もしていただきたらいいと思ひます。そんなにあんなの言われるように、何もかもいいと言われるなら、私は野党といへども反対できません。反対したら、これは野党という立場はなくなつてしまふ。反対するというのは、反対するところに根拠があるから反対する。不利益があるから反対する。その点もひとつ着眼してもらいたいということ。だから、いいことはかりでなくてもいいのだ、掛金が二・二倍、百分の四・四になるけれども、こういふところをひとつ考へてやろうじゃないかという親心があればまた別だという話もわれわれは考へている。それをいかに、原案で、もうこのままじゃなかつたらどうして

もいかぬという、こういふ行き方は、私はちよつと考へられない。まあ、しつこいですがこれで置きますが、その点、政府、大臣として、閣僚としての、もう一ぺんひとつ御返事を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 相変わらず的確な御答へがでかぬのを恐縮に存じます。先刻申し上げましたとおり、恩給というものは、読んで字のごとき意味合いにおいてスタートした。それが憲法まで変わつて、今の考へ方に立つてこの年金制度を考えれば、恩給制度よりも、今度御審議願つていらっしゃる意味合いの年金制度のほうが適切であらう、抽象的にいへばその点に魅力を感じます。同時に、恩給じゃございませぬから、みずから今までよりちよつとよけい負担してでも老後の安定を期するという効果があるならば、それをあわせて考えました場合、ある程度の負担の増加、あるいは御指摘のような待たなしの、数学的なことは、ちよつとこれは申し上げかねますけれども、ある程度の欠陥がありといひましたけれども、スタートすることを急ぐべきではなからうか。お話のように、現在曲がりなりにも制度があるから、こころ、二年を争うことではないという考へに立つてのんびりしておつたら、三べんやりそこないますればあとはなかなか容易でない。現実問題として私はそれを気持の上でおおそれます。まあそういう人情話みたいなことでおそれ入りますけれども、そういう気持がするものですから、先ほど来同じようなことを申し上げておる次第でございます。繰り返して申し上げますが、今後に向かつて改善すべきもの

は、客観的にだれが見ても改善すべき点があるにかかわらずほうっておくべき性質のものではない、そういう良心的な態度で、政府はこの問題の将来に對して対処すべきものと心得ます。

○矢嶋三義君 文部大臣、この前の締めくくりを二問だけいたします。あなたがこの委員会に出席を要請されるのは、委員会におけるあなたの位置づけは、この法案の所管大臣ではないけれども、あなたが主務大臣となる公立学校共済組合員が総組合員の約四割であるということ、それからこの法案の争点の一つとしてクロージアップしているのが、減額年金制度の、しかも、それがあなたが主務大臣となる公立学校共済組合に最も影響性が大いという立場で、先般も本委員会に出席願つたわけですね。そうして、締めくくりとは、あの委員会のときに署名をして賛成して国会に提出をした法律案であるけれども、あなたは閣議の段階では気がつかないかというところをここで答へさせましたけれども、實際検討すると、減額年金制度は公立学校共済組合に非常に影響が大いから、懇談会のときでも、自治大臣なり大蔵大臣と話し合つてひとつ善処してみたいだいたいという要望を含めて、あの質問を申し上げたわけですが、その後、自治大臣なる大蔵大臣との懇談でも、減額年金制度は何とかならぬかという立場からお話し合いをしていただけたでせうかどうか。もししたとするならば、皆さんの御意向はどういうふうであつたか、お答えいただけますかと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 実は、こ

とさらその後自治大臣ないし大蔵大臣と懇談してありません。おりませんことは、どうでもいいと思つたわけではございません。懇談するにいたしまして、次の改正をすべき、改善をすべきチャンスに間に合う時期に懇談すべき課題であらう、そう考へていくことで、矢嶋さんも御納得いただけたらう、勝手ながらそう思ひまして、まだ話しておりません。

○矢嶋三義君 それは大臣、少し勝手過ぎますよ。それは、だから私は、この前、あなたは公立学校共済組合の主務大臣として、閣議でもう少し強力なる発言をすべきではなかつたか、また、あなたが補佐する事務当局として、適切な資料に基づいて大臣に対して助言すべきでなかつたかということ、主張しながら何つたわけですね。だから、この際できぬにしても、将来の問題として、そういう声が出ればやはりあなたはもう少し熱意を持たれて、そして当面できるかできないかはともかくとして、御努力いただきたかつたと思ひます。矢嶋はこれで了承するであらうという、「勝手に」といふ言葉を使われましたけれども、御推察で、お話しされていなかった点を私は遺憾に思ひます。

もう一点締めくくりをつけたことは、この前の質問のときに、衆議院の速記録の、本会議速記録第二十七号、五百五十八ページ、野口委員の質疑に對して、この減額年金制度に關して、あなたの「特別に女子に限つて退職勧告をするなど」という考へはございませ

答弁が速記録に残されているわけ
です。これはこの前説明いたしました。
そのときにもあなたは、あまり取り消
されるような答弁がなかったわけだ
が、その後本委員会においては、参
考人の意見聴取をやったわけです。そ
うしましたところ、奥山という参考人
が御出席されて、公述をされ、私の質
疑に対して、大臣のこの答弁を全面的
に否定し、大臣は実情を知られないとい
う公述をされて、お歸りになられたの
ですが、本日文部省からここに資料を
出されたこれに基づきますと、男女の
異動者在職期間別人員というところを
見ますと、はつきり五、六才の差があ
ります。文部省のデータにはつきり出
ている、四十七ページに。こういうこ
ととあわせて、この前もちょっと伺っ
たのですけれども、この衆議院の速
記録ですね、これはやはり適當でな
かったか、舌が過ぎたか、舌が足りな
かったか、それはともかくとして、若
干釈明されて、減額年金制度の問題は
公立学校共済組合の組合員に非常に関
係が深いだけに、今一段とあなたは主
務大臣として関心を持って努力される
ことが適當ではないか、こういう私は
主張で要望申し上げて、御答弁をいた
だきたいと思ふ。

るべからずと、私はそのとおりに概念
的にお答え申し上げたつもりでありま
す。ところが実際は、今御指摘のよう
なことがあつておる。それが、それで
は憲法違反で、もつてのほかだと言
うべきかという決心はつきません。そ
で、進退困難のお答えをしたような気
持でございませう。

の点ひとつ明快にお答えいただき
たい。
○國務大臣(荒木萬壽夫君) 関心を
持つて検討をすべき課題であると思
つておられます。

して、国際的にも日本の教育水準が高
まつておるとはいうものの、まことに
奇異な感じを抱かせることは、諸外国
に例を見ない特徴がある。それは、小
中学校における校長の性別を考へる
と、御婦人の校長というものは全く微
たるものです。各県二、三名もおられ
たらいいくらいかも知れない。千名の
女子教員当たり一名の婦人校長も出な
ない。こういう行政のあり方は、各国に
例を見ないところでしょう。少なくとも
も、アメリカ等においては、小学校
の校長はほとんど婦人教師であると存
じます。社会主義国だって、小学校長
はほとんど婦人教師なんです。ヨー
ロッパだってそうです。東南アジアの
ほうだって。ところが、日本において
だけ女子の教育がこれほど無意識的に
差別せられる。これはやはり、私は
義務教育を伸ばしていくのに非常に大
きなポイントになると思う。だんだん
に労働に関する情勢がいろいろ変わ
てくると、ほとんどやはり初等教育は
婦人教師にゆだねなければならぬ状
況が起こるでしょうし、現に起こつて
おる。そういう中で、なおかつ婦人教
師からの学校長が採用されないとい
うことは、やはり教育の半分以上を背
負つておる婦人教師の励ましにもなら
ぬ、また勉強をさせるほんとうの機会
も与へ得ない、全体の教育界における
マイナスだと思ふ。そういう点で、こ
の際、話は横道にそれましたけれど
も、あとではやはりこれは年金問題に
も直接関係がありますが、婦人教師に
男女特段の差をつけて、退職勧奨等は
直接間接を問わずやるべきものでない
という筋道をすつかり文部大臣にお立
て願うとともに、ますます婦人教師の

中から学校長を採用して、バランスが
男女とられるように努力してもらいた
いというくらい指導助言をいただき
たいと思ふ。これは文部大臣まつこ
うから先ほどの言からいへば御賛成
いただけるものとは存じますが、大臣の御
所見を承つておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお話
の点も、抽象論としてはいささかも異
存がないし、私も希望することです。
ただ、実際問題として、いきなりそ
までいきかゝる条件が遺憾ながら日本
の現在の状態としてはたくさんあるの
ではなからうか。これは例として
ちょっとあげかねますけれども、性別
の差別なすべからずということも、性
情なり社会環境なりの現実左右され
る考え方によって影響がある課題であ
らうと思ひます。各教育委員会におき
ましても、もちろん小笠原さんと同じ
考え方では対処したいと思つていまし
やうとも、実際問題がどうもそこまで踏
み切りかねている、そういうことでは
なからうかと思ひます。だからこれ
は、時がたればだんだんと理想状態に
まで前進していくもの、またそんなふ
うに我々も誘導していくべきものと心
得ます。

○委員長(小林武治君) 先ほどの文部
大臣の発言中、一部署事に相違する個
所がありましたので、委員長において
善処したいと思ひますが、御異議ござ
いせんか。

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認め、さう取り計らいます。

○小笠原三男君 今のは学校長につ
いてのお話ですが、理想に近づけると

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今後検討
しようと思ひます。結論から先に申
し上げれば、本会議で申し上げたこと
は、実は取り消すのもどうやら適當で
ないし、取り消さないのも適當でない
し、困つたことだと思つておるわけ
であります。と申しますのは、純粹に形
式論だけから申せば、申し上げるまで
もないこととございませうけれども、性
別によつて差別されるような制度があ

○矢嶋三義君 最後に、大臣、私は今
あなたの責任追及を云々しないし、あ
なたのお顔色を見ておると、今あなた
の心の中が動いていることはわかりま
す。わかるから、これ以上申し上げま
せんけれども、ただ、徹頭徹尾申し上げ
たいことは、減額年金制度というの
は、あなたが主務大臣になる公立学校
共済組合が一番関係が深いのですか
ら、これはお認めになられたでしょ
う。そうして実際にこういうデータが
あるのですから、非常に不利な人が生
じないように、でき得べくんばこの法
律案の作成過程において、閣内で善処
できればよかつたわけですが、まあ大
臣としては、今の時点では、もう閣議
が終わつて国会に出しているから、こ
ういふ席では何とも言えないという心
境だと思ふのですけれども、ともかく
今まで、関心を持つことが、事務当局
においてもあなたの方においても、不
十分な点があつた。今後十分関心を持
つて、立法院でわれわれが修正するこ
ろではないけれども、主務大臣とし
て、非常な関心を持たなければなら
ぬ問題だということだけは、はつきり
御認識いただけたと思ひますが、そ

○小笠原三男君 今の大任の答弁に
関連して、この問題は今の法案の問題
とは直接関係がありませんが、あなた
は男女が勤務上差があつてはならない
ものとお考へになつておる。非常にま
あ最高行政の責任者として敬意を表す
るにやぶさかでない、非常に歓迎する
ところで。これはまた、そうあるべ
きものと確信します。ただ、あなたが
おつしやるとおり、現実には陰に陽に
退職勧奨等によつて女子の教員をい
早く四十才なり四十五才程度でやめさ
せることの動きがある。これは文部大
臣の知つたことではない、教育委員会
のやることではある。しかし、義務教
育費国庫負担法の建前からいへば、国
費に非常に影響があるのですから、
ややもすると、文部省自身、定年制の
ない今日、そういう形で退職者のそれ
が、内容としては高給者が特に女子に
おいて退職することについて内々歓迎
している向きがあるのではないかと
思われる。したがつて、私は、大臣の本
委員会における答弁は、非常にこれは
全国の教壇に立つておる女子の教員
にとつて大きな励ましになり、希望を
持たせ得る言葉として慶賀にたえない
のですが、今後において、地方の県教
育委員会等においても、たびたび全
国的な場合もあるわけなのですから、
そういう男女の差によつて退職勧奨等
のあるまじきものであること。そして
なお、積極的に日本の教育が国際的に
発展してきた、また歴代の大任が努力

中から学校長を採用して、バランスが
男女とられるように努力してもらいた
いというくらい指導助言をいただき
たいと思ふ。これは文部大臣まつこ
うから先ほどの言からいへば御賛成
いただけるものとは存じますが、大臣の御
所見を承つておきたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお話
の点も、抽象論としてはいささかも異
存がないし、私も希望することです。
ただ、実際問題として、いきなりそ
までいきかゝる条件が遺憾ながら日本
の現在の状態としてはたくさんあるの
ではなからうか。これは例として
ちょっとあげかねますけれども、性別
の差別なすべからずということも、性
情なり社会環境なりの現実左右され
る考え方によって影響がある課題であ
らうと思ひます。各教育委員会におき
ましても、もちろん小笠原さんと同じ
考え方では対処したいと思つていまし
やうとも、実際問題がどうもそこまで踏
み切りかねている、そういうことでは
なからうかと思ひます。だからこれ
は、時がたればだんだんと理想状態に
まで前進していくもの、またそんなふ
うに我々も誘導していくべきものと心
得ます。

○委員長(小林武治君) 先ほどの文部
大臣の発言中、一部署事に相違する個
所がありましたので、委員長において
善処したいと思ひますが、御異議ござ
いせんか。

○委員長(小林武治君) 御異議ないと
認め、さう取り計らいます。

○小笠原三男君 今のは学校長につ
いてのお話ですが、理想に近づけると

いうことはわかりましたが、現に行なわれている女子教員に対する退職勧奨のことは……。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これも、むしろ好ましいことではないかと思ひます。現実にはやむを得ずそうさせている何かがあるであらうというふうな想像するわけでありませう。その真相、実態を正確に私自身把握しておりませんので、確信を持って申し上げかねますけれども、憲法が明らかにそう規定しているにかかわらず、現実にはそれと相違している、その原因は何ぞやということをもっと掘り下げて私どもも考えねばならぬであらう、かように思ひます。

○小笠原二三男君 それは重大なことです。大臣としては、何らかがあるであらうとお考えになられても、だから仕方がないのだとかいうことになるのでは、大臣の職責ではないかと思ひます。これは国家試験的な、それぞれの一級免許なり二級免許なり免許状を持たれて仕事をしておられ、免許状も剝奪をされない形で永年勤務をする限り、これは練達の教師であることは間違ひありません。それが男女の差がついて、しかも四十才なりのはんとともに働き盛りで、子供さんを持つ婦人教師でも、お子さんが手元から離れて、ほんとうに自由に教壇に立ち得るような好条件を持つようになつてから、かえつて退職勧奨というものが行なわれる。そもそもは、免許状を持つ者である限り、教育委員会が退職勧奨をなすべきものではないのです。原則はあつてはならないのです。あるなら、それは懲戒免職にでもしたらいい。事情があるなら、これは国家試験的に資格を持つておるわ

けですから。ですから、個々にそれぞれば、教師において能力差があるかもしれない。しかし、校長に採用するのは、有能な方が採用されたいことであつて、まして教壇上に立ち得る資格を持ち、練達の士であることがばつたりしてゐる。そうでなかつたら、教壇上に初めから立ち得べき御師じゃないのです。そういう人が教壇上に安んじて奉職をし、そのことによつて教育界が明朗になり、また教師も熱心に教育、経営に努めるというふうな、そういう環境を整備する施策を講ずる、援助をする、これが私は文部大臣のお務めであらうと思ひます。ですから、私は、その点については、積極的——特段の事情のない限り、非違のない限り、そういうことはあつてはならないものであるという形で、積極的の指導をされ、そのことがまた婦人教師にも希望を持たせ、また自戒もしてい、また一生の仕事として、腰かけでなく仕事をなさるといふ、そういう前向きな仕事をさせることができると思ひます。今日婦人教師は全国の半数以上ある。この人たちがそういう否定した形で教壇上で使つて、日本の初等教育がほんとうに伸びるものとは私は考えません。私はこの点は真剣に申し上げてゐるんです。今日の小学校の教壇上に立つ教師の六割方は女教師なんです。この人たちのあり方いかんによつて、日本の教育というものは、これは伸びるか停滞するかはつきりするんです。であれば、やっぱり文部大臣の立場として、しっかりと勤めなさい、皆さんが勤めてゐる限り、一生懸命勉強してゐる限り、皆さんの身分、地位は安定なん

です、こういう事例をお示しいただいたら、いくら全国の教育界が明朗になり、また婦人教師が希望を持てるかしらんと。これは私は、文部省には、参議院に十二年もおりますけれども、そんな希望は申し上げたこととはない。しかし、荒木さん、とやこうのことがあつても、あなたが監督を厳にするならばそれはする——これもいろいろ議論のあるところですが、一方やはりそういう希望を持たせるといふことにおいて、あなた自身県の教育委員会に相当なこれは指導と助言があつてしかるべきだと思ひます。私は、この際ですから、文部大臣の積極的な、諸条件を整備してそういうことのないように努めていくという所見の御発表を期待する。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話の筋道は、一つも異存がありません。

○小笠原二三男君 それでいい、おすわりなさい。よいいなことを言うから、また言わなくちゃならない。

○山本伊三郎君 資料の要求ですが、これは公立学校と警察、それから道府県のデータは、一応曲がりなりに出されておるのですが、市町村のやつは、この前聞いた、ないんだと、こういうことなんです。実際問題で、それは法案を出すまで僕ら全然そんなことは予期しなかつたのですが、ないままこの市町村のやつも一緒にこの法律の中に入れておるのです。三共済だけ分離して無理に通すというなら別ですが、全然そういうデータなしに審議せよといつても、無理だと思ひます。がね。私は、資料を要求して、ないと言われたものだから、資料を要求しても出されないかと思ひますがね。こ

の点、自治大臣おられないのですが、政務次官、どういふ見解ですか。

○政府委員(大上司君) 今日の組織、あるいは資料のあげ方等につきましても、所管局長から説明いたさせます。

○政府委員(佐久間重君) 山本委員から御指摘のございました点は、私も恐縮に存しておるわけでございますが、実は市町村の共済組合の組織単位をどういふふうに定めたいかといふ点につきましても、特に市の組合の扱い方でございますが、これにつきましても、ごく最終段階に近い時期まで十分意見の調整をみておりませんでした。関係がございまして、市町村につきましても資料を持つていないわけでございます。

○山本伊三郎君 その事情はわかつてゐるから、私は気の毒だと思つておるのです。これは審議に入るまでそういうことは予期しなかつたのです。三年間もペンディングにされておるのですから。実際問題で、基本的な資料なくしてやるんだというところは、これはまあ常識上考へても無理なんです。よ。とにかく都道府県と同じような状態だから、それに準じて考へておけというには、あまりにも重要な問題ですから。これが各単位の指定都市なら指定都市、東京都なら東京都、あるいはその他指定除外団体の都市共済組合なら共済組合で、おのづから法律上は掛金率をきめるようになっておりますが、実際問題では統一するのです。その点どうですか。

○政府委員(佐久間重君) 市町村共済組合につきましては、御承知のようにな、県単位に組合ができますが、長期給付の財源等は全国統一いたしまし

て、連合会単位で決定をいたす所存であります。それから、市町村職員共済組合の中の適用除外になつております各市につきましても、これは各市が、組合をいたしましては、単独に、あるいは連合して持つことができればでございますが、これも長期給付の財源率等の計算は、全国統一いたしまして、連合会を作りまして、そこで決定をいたすということに考へております。

○山本伊三郎君 法律上そうなつておるのだが、それが自主的に各組合会の決定でやつていいですか。形じやないです、実際問題として。

○政府委員(佐久間重君) これは一番最初は、実際問題といたしまして、それだけの準備ができませんので、主務大臣の告示いたします率によりまして便宜スタートはいたすわけでございますが、その後は、なるべく早い機会に計算をいたしまして、それに基づいて各連合会ごとにそれぞれの機関の御審議によつて率を決定して、それから、掛金率につきましても、これは主務大臣の認可事項になつておりますので、その手続もしていただく、こういうことにならうと思ひます。

○山本伊三郎君 かりに自主的にきめるとしても、それはできないと思ひます。この法律がきまれば、やはりこの法律で縛られるのですから。だから、やはり資料なくしてわれわれはこれできめるということは無理だから、簡単に資料を出せと言つて歸つてもいいのだが、この前いろいろ事情を言われたから、特に今まで譲つたんですがね。何とか資料を、大体まあ判断のできるような資料を出してもらわな

ければ、かりに充足するのは一応それで充足して、あとはどうこうと言われども、充足するときに問題であつて、今後の問題は、それは実績でどうなるかわからぬが、おそらく私は、今の実情から見て、各個で掛金料率を勝手にきめるというのは成り立たぬと思う。というのは、通算措置があるでしよう。移行したときに、やっぱりそれは持分を持っていくようになるでしよう。この組合の持分は少ない、これは多いということに実際はいかないです。そういう点も私は出てくると思うので、それはどう調整するか。あとの問題ですよ。この問題だが、とにかくいい悪いということをお私に言うんじやないんです。やはりこの問題の将来を展望して、出せないことは、まあ準備しておけば出せるのだから、日にちがかかるという意味だと思ふんですから、考えてもらいたい、資料を。

○矢嶋三義君 政務次官、次の委員会に研究してきていただきたいことをお願いいたします。それは、この法案審議に関連して、退職手当、恩給、年金の年限通算の問題をいろいろと処理して参つたわけですが、先般も一、二お聞きのとおり、質疑し、げたを預けてある問題があるわけです。さらに一つ、私が見出したことが、私の勉強不十分なのかどうか、その点研究してきていただきたいし、今お答えできればお答えいただきたいと思ふんですが、それは戦時中に赤十字の看護婦さんで従軍して、そして終戦後解除されて、そして公務員になられたお方、そういう方々の退職年金の年数を計算する場合に、赤十字の看護婦さんとして軍に徴用されてお勤きになった

期間が通算できないようなんだ、僕が調べてみると。これはまことにおかしいことだと思ふんですよ。こういう共済式の年金制度になったならば、当然僕は通算されなければならぬと思ふんですが、どうも僕が調べてみるとそうらしいんだ。そこで、それを厚生大臣、それから大蔵大臣、自治大臣の間で話し合われて、私の研究の不十分ならば、もう通算になつていくというならば、それでOKだね。でないならば、関係大臣で研究されて、この次にお答えいただきたいと思ふんです。私は当然通算すべきだと思ふんですね。だから、その研究をお願いすると同時に、当然通算すべきであるという私の主張と自治省の政務次官のお考えとは同じだと思ふんですが、それだけ念のために政務次官に何っておきます。

○政府委員(大上司君) お説の点は、十分各関係省庁とも打ち合わせいたしました。次、委員会に確答いたします。

○矢嶋三義君 あなた、通算すべきだと思ふでしよう。

○政府委員(大上司君) まあ申し上げれば私もちやうどそういう立場におるんですが、軍に徴用せられて、通算があるかないかはつきりしてないんです。自分にも関係いたしますから、全力をあげて調査してお答えいたします。

○加瀬亮君 局長、山本委員から要求されましたものは出せますか。

○政府委員(佐久間君) 市町村の分につきます。御要求のありました資料は、たいへん申しわけないのでございすが、提出いたしかねます。

○加瀬亮君 それは、きょう警察のが出ましたけれども、警察の出された資料も、年令構成で国家公務員のそれとは違ひます。それから都道府県と市と町村では、年令構成でうんと違ひ。その資料が出なくて、負担率なり掛金率なりが、あいつたような方程式だか何か知りませんが、式で、国家公務員に準じて間違ひがないという説明の資料を出して下さい。

○山本伊三郎君 僕は、返事しなかつたから出すのだからと思つたけれど、それはお気の毒。こつちがお気の毒というわけじゃない。あなたのほうがお気の毒なんだね、実際問題で僕はいじめておるのじやないのです。こういう僕はデータを見て、大体国家公務員と都道府県の場合は合うだろうと思つて僕は期待しておつたから、それならば、町村も動いても誤差はわずかだろうと思つたのだが、動き方が大きい。退職年金のあの率でいって、国家公務員の場合は、千分の五十九・二幾ら、都道府県の場合は、千分の六十二・八か幾ら、千分の三ぐらい違ひ。これはもう大きい動きなんです。そういう僕は動きを見たときに、これは審議をするまでは、そんなことは全然考えなかつたのだが、あなたのデータを見てから、これはおかしいと思つて調べて見たのです。だから、僕は市町村の分がないから、お気の毒だが、これでひとつお願いすればやれる問題かどうかというところは、考えてもらわぬと、政務次官おられますが、どつちが無理かということをお考えしてもらなければ、あなたこれは専門家に聞いて下さい。議員がばかとは思つておられぬと思ひますがね、これでやれという

のは無理ですよ。実際問題としてその点だけ言つておきます。

○委員長(小林武治君) 次回は、十九日午前十一時から開会することにし、本日は散会いたします。

午後五時六分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十二日)

一、地方公務員共済組合法案反対に關する請願(第二八〇〇号)(第二八〇一号)(第二八〇二号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に關する請願(第二八〇五号)(第二八〇六号)(第二八〇七号)(第二八〇八号)(第二八〇九号)

一、道路交通危機解消等に関する請願(第二八二八号)

一、道路交通法改正に關する請願(第二八二九号)

第二八〇〇号 昭和三十七年四月四日受理
日受理
地方公務員共済組合法案反対に關する請願
請願者 東京都世田谷区上北沢 三ノ一、〇九八 小林 嘉市外百三十名

紹介議員 岩間 正男君

今国会に上程されている地方公務員共済組合法案は、地方公務員の現行退職年金制度の一元化を目的としたもので

あるが、その内容は、地方自治の原則を無視しており、社会保障制度審議会も、本案は問題点が多く、実施は適当でないと答申している。したがつてわれわれは、(一)既得権が確保されていないこと、(二)運営、管理に民主化の原則が貫徹されていないこと、(三)掛金が大幅に引き上げられ、かつ国庫負担がないこと、(四)積立金の労働者福祉への還元が保障されていないこと、(五)追加費用の措置がいまいで、新組合及び地方財政へ負担がかかること等の点が解決されない限り、本法案には反対であるから、すみやかに改善せられたいとの請願。

第二八〇一号 昭和三十七年四月四日受理
日受理
地方公務員共済組合法案反対に關する請願
請願者 東京都葛飾区亀有町六ノ二二五 木下靖通外 二百名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八〇二号 昭和三十七年四月四日受理
日受理
地方公務員共済組合法案反対に關する請願
請願者 東京都北区上十条四ノ二三 川又ふく外二百名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二八〇〇号と同じである。

第二八〇五号 昭和三十一年四月五日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 札幌市北七条東十二丁目 生駒聡外百七十六名

紹介議員 占部 秀男君

地方公務員共済組合法案の審議にあつては、地方公務員の福祉に資する年金制度を確立することを目標にして、(一)組合は特別の規制を加えることなく自主的設置を認めること、(二)給付内容を拡充し既得権を十分尊重すること、(三)組合の運営管理は自主的かつ、民主的に行なうこと、(四)資金運用については中央管理を排除し組合員の福祉に還元を図ること、(五)追加費用の負担については万全を期し組合の資金運用及び地方財政に支わよせしな

第二八〇六号 昭和三十一年四月五日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 山梨県甲府市錦町一甲府市職員共済組合内

山田敬二外百八十一名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第二八〇五号と同じである。

第二八〇七号 昭和三十一年四月五日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 兵庫県明石市大明石町二ノ一、四五〇明石市職員共済組合内 高岡 専一外百五十一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二八〇五号と同じである。

第二八〇八号 昭和三十一年四月五日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 山口県下関市大字南部町一〇ノ一下関市職員共済組合内 佐田悦二外百十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二八〇五号と同じである。

第二八〇九号 昭和三十一年四月五日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市加納町一ノ五 渡邊忠男外二百八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二八〇五号と同じである。

第二八二八号 昭和三十一年四月五日受理

道路交通危機解消等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市大谷場五七 若梅栄一外二千六十名

紹介議員 大倉 精一君

交通事故の防止と混雑緩和の美名のもとに自民党政府の強行した道交法が施行されてから一年以上になつたが、最近の交通事故、混雑はますますひどくなつており、とくに東京、大阪を始めとする大都会では、交通まひ状態が慢性化して、その上事故も多くなり交通地獄の様相を呈している。敵前主義や交通道徳のP・Rで交通まひや事故はなくならない。この交通危機を打開して人心を安定させることは緊要事であると考えられるから、道路の整備、拡張はもとより、歩道の確保、地下道の建設、無人路切りの廃止など初歩的な対策も含めて、もつともつと総合的な充実した民主的な道路交通政策を確立するよう努力されるときに、米軍の軍事基地をなくし、すべての軍事予算を交通まひ解消のため道路拡張、建設等にふりむけるよう善処せられたいとの請願。

第二八二九号 昭和三十一年四月五日受理

道路交通法改正等に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鴨二ノ二、二〇五 岡本易外二千三百三十三名

紹介議員 相澤 重明君

現行道路交通法を、本来の交通に関する基本法にもとずため、全面的に改正するとともに、交通事故をなくすために当面の策として、(一)交通行政を一元化し、根本的な施策を確立すること、(二)道路の拡張と建設を促進し、交通混雑の緩和を図ること、(三)自動車運転者の待遇を改善し、生活の安定を図ること等を実施せられたいとの請願。

第二十二号中正誤

二六ページ正誤欄中、「第五項式」は「五項式」の誤り。

昭和三十七年四月二十五日印刷

昭和三十七年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局